

ISO 14065:2013 の適用のための基準「GHG
妥当性確認機関・及び検証機関に対する認定基
準」の指針

JAB GR300:-~~2010~~ 2014 ~~FD12~~

第2版:2014年 mm月 dd日

第1版制定日: ~~2010-2-01-0-2-0-14~~年 ~~7mm-7~~月 ~~1dd~~日

公益財団法人日本適合性認定協会

International Accreditation Forum , Inc.

国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Mandatory Document

~~ISO 14065:2007~~ ISO 14065:2013 の適

用のための
IAF 基準文書

Issue 1

(IAF MD 6:201409)

注：この文書は、IAF Mandatory Document for the Application of ISO 14065:~~2007~~2013 の内容を変更することなく本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (~~P.17 参照~~ <http://www.iaf.nu>) から入手できる。

2014年 X 月 X 日

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214

Fax. 03-5475-2780

国際認定機関フォーラム(IAF)は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。この認定は、貿易を促進し、認証が複数必要であるという要求を減少させる。

認定は、認定された適合性評価機関(CAB)が認定の範囲内において業務を行なう能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAF のメンバーである認定機関(AB)及びそれらに認定された適合性評価機関は、適切な国際規格の一貫した適用のためにそれらの規格及び IAF 基準文書に従うことが要求される。

~~IAF 国際相互承認協定(MLA)の認定機関メンバーは、認定プログラムの同等性を保証するために定期的な相互評価を実施する。IAF MLA は二つのレベルで運用される。~~

- ~~検査機関に対する JIS Q 17020、マネジメントシステム認証機関に対する JIS Q 17021、要員認証機関に対する JIS Q 17024 及び製品認証機関に対する JIS Q 0065 などの規格に対する適合性評価機関の認定の MLA は、フレームワーク MLA とみなされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が適合性評価活動の実施において同等に信頼できることの信頼性を提供する。~~
- ~~特定の適合性評価規格又はスキームをも認定範囲として含む適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に対する信頼性を提供する。~~

~~— IAF MLA は、市場による認証の受入れに必要な信頼性を供給する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された特定の規格又はスキームに対する認証をもつ組織又は個人は、それによって、国際貿易を促進していると世界的に認知され得る。~~

IAF 国際相互承認協定 (MLA) に加盟している認定機関は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。
IAF MLA の構造と範囲は、“IAF PR 4-Structure of IAF MLA and Endorsed Normative Documents”に詳述されている。

IAF MLA の構造は 5 つのレベルで構成されている。レベル 1 は全ての認定機関に適用される基準、ISO/IEC 17011 を規定している。レベル 2 の活動と、対応するレベル 3 の基準文書との組合せを MLA のメインスコープと称し、レベル 4 (該当する場合) 及びレベル 5 の関連する基準文書の組合せを MLA のサブスコープと称する。

- MLA のメインスコープは、例えば製品認証のような活動と、ISO/IEC 17065 などの関連する基準文書を含む。メインスコープレベルにおける CAB による証明は、同等に信頼できると見なされる。

- MLA のサブスコープは、例えば ISO 9001 などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合スキーム固有の要求事項 (例えば ISO TS 22003 など) を含む。サブスコープレベルにおける CAB による証明は同等と見なされる。

IAF MLA は、市場による適合性評価結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された機関によって、IAF MLA の適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知され、国際貿易を促進することができる。

~~第1~~第2版

作業: IAF 技術委員会

承認: IAF メンバー 承認日 2013年11月13日承認日: 20092014年 mm1月 dd8日

発行日: ~~20092014XX~~年 32月 117235日

適用日: ~~20~~

問い合わせ先: Elva NilsenJohn Owen, IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 612 9481 7343613 454-8159;

Email: secretary@iaf.nu

IAF 基準文書への序文

この文書では、“shall”（なければならない）という用語は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定は強制であることを示すために使用されている。この文書の中では、“should”（望ましい）という用語は、規格の要求事項を満たすために認知された手段であることを示すために使用されている。適合性評価機関（CAB）は、規格の要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。

~~この基準文書では、“shall”（なければならない）という用語は、関連する規格の要求事項を反映して、その記載内容が強制的要求事項であることを示すために使用されている。一方、“should”（望ましい）という用語は、規格の要求事項を満たすために認知された手段であることを示すために使用されている。妥当性評価機関又は検証機関は、この規格の要求事項と同等の方法を使って満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。~~

ISO14065:2007ISO 14065:2013 適用のための IAF 基準文書

0 序文

0.1. ~~ISO14065:2007~~ISO 14065:2013 は、ISO_14064-3 又はその他の関連規格もしくは仕様を使って温室効果ガス(GHG)の妥当性確認又は検証を実施する機関に対する要求事項を定めた国際規格である。ISO_14065 は、温室効果ガス(GHG)プログラム管理者、規制当局、及び認定機関に、妥当性確認及び検証機関の力量を評価し、承認するための基礎を提供している。

認定された妥当性確認及び検証機関が発行する声明書は、規制市場及び自由市場の何れにおいても、特に“排出量取引制度”を始めとする数多くの領域において信頼されるものである。商品取引 ~~或いは~~ は利害関係者によるその他の今後の活動を目的として二酸化炭素 1 トンに与えられる価値、検証された排出量データの信頼性、延いては妥当性確認及び検証を行い、声明書を発行する妥当性確認及び検証機関への信頼性に委ねられるものである。

ISO_14065 は、現時点ではまだ IAF 国際相互承認協定(MLA)フレームワーク文書には含まれていない。しかし、妥当性確認及び検証機関が世界全体で整合のとれた ISO 14065 認定を受けるには、この規格の解釈によるばらつきを少なくするための追加的な指針が必要となる。本基準文書は、IAF メンバーが、ISO_14065 及び関連規格に基づく妥当性確認及び検証機関(以下 V/V 機関)の審査の整合を取るための指針を提供する。これは認定の相互承認に向けた重要な一歩である。

本文書は、将来の IAF 国際相互承認協定(MLA)で引用され、整合性ある ISO 14065 適用に必須の基準文書となるものである。IAF MLA 加盟機関、及び本協定への加盟を申請する者は、ISO 14065 の実施状況を互いに審査することになる。本基準文書は、認定に関する一般規則の一部として、認定機関により採用されることが期待される。

また、本基準文書は、V/V 機関自身、そして V/V 機関が発行する妥当性確認又は検証の声明書を意思決定の根拠とする者、組織にとっても役に立つ文書である。妥当性確認とは、定められた妥当性確認の基準に照らして、妥当性確認機関が GHG プロジェクト計画書を評価するプロセスである(従って、妥当性確認プロセスは、潜在的な将来の成果に対する評価を行なう)。検証は、定められた検証の基準に照らして、検証機関が、ある組織又はプロジェクトの GHG に関する主張を評価するプロセスである(従って、検証プロセスでは過去の実績を取り扱う)。実際、ISO_14064-1 及び ISO_14064-2 では、規格への適合と共に、GHG に関する主張が、合意した保証水準、

重要性、基準、目的及び範囲に対して信頼でき、正確であることについても評価の対象としている。排出量取引においては、妥当性確認 ~~或いは~~ 又は検証の声明意見書の発行の際、ダブルカウンティングや二重登録の問題が引き起こすによる結果について、V/V 機関は認識しておくことが望ましい。

妥当性確認又は検証の評価プロセスは、各依頼者それぞれにおいて固有のものであり、また、年々変化する。ISO_14064-3 附属書 A では、妥当性確認及び検証のプロセスに関する要求事項への説明を提示している。

0.2 本基準文書には、ISO_14065 本文は記載していない。また、ISO_14064-3 が引用されている場合もその本文は記載していない。本文書は、ISO14065 の関連項目の見出しの順に従って記載されている。このため、~~2002年11月にカンタン(メキシコ)で開催された IAF TC における決定 6 に基づき、「ISO/IEC 17021 に関する適用の指針は提示しない」とする決定に基づき、適用可能な適用の指針がない項目もある。~~

ISO 14065 の引用規格は ISO 14064-3 である。この二つの規格で使用している用語は、現在マネジメントシステムで使用されているものとは若干異なっている。二つの規格を理解しやすく、相互に解釈しやすくするために、本基準文書の第 8 項と附属書 C では、ISO_14065 の項目の見出しとそれに対応する ISO_14064-3 の項目の見出しを併記している。最初の ISO_14064-3 と記載し、その後に ISO_14064-3 の項目の見出しを青色で示している。妥当性確認及び検証のプロセスは、マネジメントシステム監査とは異なっており、また、妥当性確認と検証との焦点にも違いがある。このため、附属書 C は、妥当性確認及び検証のプロセスに関連して参考を示すことを目的としている。附属書 C では、適用の指針と引用規格との相互関係を明確にするため、ISO_14064-3 の項目の見出しを示している。ここでも、適用の指針の記載は不要と見なされた場合は、項目の見出しのみを表示している。

注記：本基準文書の本文は、ISO_14065 ~~或いは~~ ISO_14064-3 の解釈と見なすことは望ましくない。

~~0.3. 本基準文書の利用者は、第 2 項に記載されている引用規格を適切な標準化団体から購入する必要がある。~~

0.43. 適用する指針は、その項目番号に“A”の文字を付して識別している。

1. 適用範囲

A.1.1 本基準文書は、次の妥当性確認又は検証の基準の何れかに関与する V/V 機関に適用される。

- ISO_14064-1 又は ISO_14064-2
- 公式の利害関係者による評価プロセスによって策定され、現在公開されている、規制された GHG プログラム
- 公式の利害関係者による評価プロセスによって策定され、現在公開されている、国際又は地域の GHG プログラム(例: WRI/WBCSD GHG プロトコール)
- 民間のセクター別プロトコール: この場合、そのプロトコールが組織又はプロジェクトの GHG に関する主張に関連しているか否かに応じて、妥当性確認又は検証の基準には ISO 14064-1 もしくは ISO 14064-2 の何れかを盛り込むこと。妥当性確認又は検証の結果として作成される声明書では、その民間のセクター別プロトコールが ISO_14064-1 又は ISO 14064-2 に適合しているか否か、そして、そのプロトコールが適合していない場合はどこに差分があるのかを明示すること。

A.1.2. 妥当性確認又は検証を受けた GHG に関する主張には、製造された製品の単位あたりの排出量(増加量又は削減量)に関する記載、又はそれに類似したものが含まれることもある。GHG プログラムが認めており、また、依頼者が、GHG に関する主張の声明、および又は V/V 機関のマーク又は GHG プログラムのマークをコミュニケーションの目的で表示したい場合、製品と (ISO/IEC 17030 に基づく) 適正なマークに対するこれらの声明及びマークは、声明書の日付、声明書が過去データに基づいているか、データや情報に伴ういかなる限定を含めて、声明書の記述を明確に表記しなければならない。

~~依頼者が、GHG に関する主張の記載内容をコミュニケーションの目的で使用することを希望する場合、その記載は、1 又は 2 の何れかを満たすこと。~~

- ~~1. その記載の出所を明記する。これには出所である GHG に関する主張の日付も含める。その記載が過去データに基づいたものか否か、さらに、GHG に関する主張で示されているデータ及び情報に基づいた何らかの限定条件がその記載内容にあるのかどうかを明記する。記載内容は全て、ISO14021:2001 の 5.7 項に適合していること。~~

~~上述の 1 が適用できない場合は、~~

- ~~2. 記載は、ISO14021:2001 の 5.1 項から 5.9 項までの要求事項全てについても満たしていること。~~

~~注記：V/V 機関は、依頼者が、GHG に関する主張の記載を抜粋したいと望んでいるか否かを評価し、いかなる抜粋にもマークやロゴがつかないことを確実にすることが望ましい。ただし、A.1.2 項の 3 の手続きに従っている場合は、この限りではない。~~

~~A.1.2 項の 1 及び 2 の何れの場合も、次の 3 を適用すること。~~

~~3. 依頼者が、製品又は製品包装に V/V 機関のマーク又は GHG プログラムのマークなどのマークを表示したい、又は、製品又は製品包装上で V/V 機関についての言及を希望する場合、V/V 機関は、その妥当性確認又は検証プロセスに、ISO/IEC ガイド 65:1996 及び IAF GD5:2006 の要求事項を追加すること。~~

~~注記；ISO14021:2001 の 5.7 項には、環境に関する自己宣言を希望する組織に関する指針が記載されている。~~

2. 引用規格

ISO 14065:2007ISO14065:2013 - 温室効果ガス：認定又は他の承認形式で使用される温室効果ガスの妥当性確認機関及び検証を行う機関に対する要求事項

ISO 14066:2011 温室効果ガス—温室効果ガスの妥当性確認チーム及び検証チームの力量に対する要求事項

ISO_14064-3:2006 温室効果ガス：温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証の仕様並びに指針

ISO 14066: 2011

注記：参考文献には、本基準文書に記載されている文書で、引用規格ではないものを掲載している。

3. 用語及び定義

3.1 定義

~~A.3.1~~—本基準文書では ISO_14065 の定義を採用する。これに加えて、以下の定義を適用する。

~~A.3.1.2~~—力量

~~知識及び/又は技能を適用するための実証された能力、並びに適切な場合、実証された個人的特質~~

~~(JIS Q 17024:2004 参照)~~

~~A.3.1.3~~—温室効果ガスに関する主張(GHG に関する主張)

~~責任当事者が行なう、事実に基づく客観的な宣言~~

~~注記 1：GHG に関する主張は、ある時点を提示してもよいし、ある期間を提示する対象としてもよい。~~

~~注記 2：責任当事者が提示する GHG に関する主張は、明確かつ識別が可能で、妥当性確認を行なう者又は検証を行なう者が適切な基準に照らして整合性のある評価又は測定を行えるものであることが望ましい。~~

~~注記 3：GHG に関する主張は、GHG 報告書又は GHG プロジェクト計画書の形式で提示することもできる。~~

~~(ISO 14065:2007)~~

~~A.3.1.4 GHG プログラム~~

~~組織又は GHG プロジェクトの境界の外部で、GHG 排出量、GHG 吸収量、温室効果ガス排出量削減、又は温室効果ガス吸収量増加を、登録、算定、又は、運営管理する、自主的もしくは強制的な、国際、国家又は国内地域のシステム又は制度~~
~~(ISO 14065:2007)~~

A.3.1.5 1 グループ化されたプロジェクト

妥当性確認及び検証の時点で、一つの GHG プロジェクト計画書及び一つの GHG に関する主張に含まれている複数のプロジェクト

(VCS 2007 からの参照参照)

A.3.1.26 公平性

客観性が実在し、かつ、そのように認識されていること。

注記 1 - 客観性とは、利害抵触がないか、又は V/V 機関の事後の活動に悪影響を及ぼすことがないように、利害抵触が解決されていることを意味する。

~~(JIS Q 17021:2007)~~

注記 2 - 公平性の要素を伝えるのに有用なその他の用語は、次のとおりである。客観性、独立性、利害抵触がないこと、偏見がないこと、先入観がないこと、中立、公正、心が広いこと、公明正大、利害との分離、均衡。

~~(JIS Q 17021:2007)~~

A.3.1.7 重要性に関する不一致

~~温室効果ガスに関する主張の中の、個別の、顕在化している誤り、脱漏、虚偽表示、又はその総体で、意図した利用者の意思決定に影響を与え得るもの~~

~~(ISO 14064-3:2006)~~

~~注記—妥当性確認又は検証の結論が出た後に残る重要性に関する不一致は、妥当性確認又は検証の意見及び結論に反映させること。~~

3.2 本基準文書で使用する用語

本基準文書で使用する用語は、ISO 14064 シリーズで使われているものである。

A.1.1 項に基づき適用範囲に含まれていると認められた GHG プログラムが、ISO 14064 シリーズとは異なる用語や定義を使用している場合は、それらの用語を使用すること。この場合、V/V 機関は、本基準文書の定義及び用語とそれらの用語とを関連させ、それを評価し、差異がある場合はその差異がもたらす影響について理解しておくこと。

注記：本基準文書においては、プロジェクトの GHG に関する主張の妥当性確認とは、そのプロジェクトがもたらす将来の GHG 排出量削減又は GHG 吸収量増加に関するものである。一方、プロジェクトの GHG に関する主張の検証とは、そのプロジェクトにより実現したそれまでの実際の GHG 排出量削減又は GHG 吸収量増加に関するものである。組織の GHG に関する主張とは、実際の過去のデータに関して、検証されたものである。

本文を簡素化するために本基準文書で使用している用語を以下に示す。

A.3.2.1 戦略分析 - ISO 14064-3 4.4.1 項の要求事項に基づくもので、次のような意味をもつ。

「組織又はプロジェクトの GHG 情報のレビューで、次の各事項以下を評価するもの。

- ◆◆ _____ 依頼者に代わって実施する妥当性確認又は検証の活動の性質、規模、複雑さ
- ◆◆ _____ 責任当事者の GHG 情報及び GHG に関する主張の信頼性
- 責任当事者の GHG 情報及び GHG に関する主張の完全性
- ◆◆ 該当する場合、責任当事者の GHG プログラムへの参加資格の有無」

A.3.2.2 リスク評価—ISO 14064-3 4.4.1 項の要求事項に基づくもので、次のような意味をもつ。

「妥当性確認又は検証の活動に関連する、潜在的な誤り、脱漏、虚偽表示の発生源及び大きさの評価。ここで評価の対象となる潜在的な誤り、脱漏、虚偽表示の分類を次に示す。

- a. 重大な不一致が発生する内在的リスク
- b. 組織又は GHG プロジェクトの管理策によって重大な不一致を防止又は検出することができないリスク
- c. 組織又は GHG プロジェクトの管理策で是正されなかった重大な不一致を、妥当性確認を行なう者又は検証を行なう者が検出できないリスク」

注記 1：リスク評価とは、V/V機関が不適切な結論及び意見を表明するリスクに関連するものである。V/V機関は、妥当性確認及び/又は検証のプロセスの設計及び実施を通じて、リスクを低減し、これにより、重大な不一致の検出があっても合理的な水準の範囲にあることを導く。契約で合意した適切な保証水準を達成するため、妥当性確認及び検証のリスクは、許容できる程度の低い水準にまで低減することが望ましい。

注記 2：戦略分析とは、妥当性確認チーム及び検証 チームが「何を」見る必要があるのかを明確化するもので、一方、リスク分析は、検出された課題を「どのように」見るかを明確化するものである。

A.3.2.3 職業専門家としての判断 - 観察、知識、経験、文献、その他の情報源に基づいて、意味のある正確な結論を導き出し、意見を提示し、解釈ができる能力。職業専門家としての判断とは、事実及び客観的証拠、並びに経験に基づくもので、一定の主観を含むものである。

4. 原則

4.1 一般

4.2 公平性

4.3 力量

4.4 事実に基づいた意思決定

4.5 透明性

4.6 機密保持

5. 一般要求事項

5.1 法的地位

A.5.1.1. 政府系の V/V 機関は、その政府機関としての地位に基づいて、法人とみなされる。

5.2 法律及び契約の諸事項

A.5.2.1. 法的拘束力をもつ合意書には、あらゆる GHG に関する主張において、V/V 機関が依頼者に使用を許可するマーク及び V/V 機関に関する言及を管轄する方針を盛り込まなければならない。妥当性確認又は検証のマーク、もしくは特定の文章を使用するライセンスがある場合は、妥当性確認又は検証を受けた GHG に関する主張の利用について曖昧な表記があってはならない。また、その方針では、他の諸々の事項に加えて、いかなるマーク（依頼者に使用のライセンスを付与した V/V 機関のマーク、又は GHG プログラムマークで V/V 機関がそのマークの適用規則の運用の監視を担当しているもの）も、V/V 機関に関する

言及について、製品又は製品包装上に、それが製品認証のマークであるかのように解釈される可能性のある表示をしてはならないことを確実にしなければならない。~~但し、本基準文書の A.1.2 項で規定したように、その妥当性確認又は検証の活動が、ISO/IEC ガイド 65 及びそれに関連する IAF 基準文書に従って実施される場合はこの限りではない。~~

A.5.2.2 法的拘束力をもつ合意書には、妥当性確認、又は検証を受けた GHG に関する主張の記載の中で V/V 機関が依頼者に使用を許可する記載事項を管轄する方針を盛り込まなければならない。この方針には期限及び言語も盛り込まなければならない。(A.1.2 項参照)。また、法的拘束力を持つ合意書には、依頼者が記載した事項を「公認」することにもなり得る V/V 機関のマークの使用に関する要求事項も記載しなければならない。

注記：A.5.2.1 項に関連する要求事項で、製品に V/V 機関のマークを適用する場合は、A.5.2.2 項 を適用すること。

5.3 ガバナンス及び経営層のコミットメント

~~A.5.3.1. V/V 機関は、トップマネジメントの責任を文書化するとともに、妥当性確認又は検証のプロセスに関与するその他の要員の責任も文書化しなければならない。~~

A.5.3.12. V/V 機関は、ISO_14065 の要求事項と整合のとれた妥当性確認又は検証のプロセスの実施を確実にしなければならない。さらに、V/V 機関は、特定の妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)の整合性ある適用を確実にするため、自らのシステムを十分に文書化しなければならない。

A.5.3.32. V/V 機関は、自らが運用しようとする場合、新たな妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)の開発プロセスを確立しなければならない。この開発プロセスからは、次の各事項に関連するアウトプットを出さなければならない。

- 主要な利害関係者の特定、~~並及び~~妥当性確認又は検証の活動の成果に関わる利害関係者の期待と要求事項の明確化
- 該当する妥当性確認又は検証の基準に関する要求事項のレビュー及び理解。必要な場合は、基準の設定者を関与させる。
- V/V 機関の戦略上及び事業上のリスクに関する検討
- それぞれの妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)に関して、妥当性確認を行なう者又は検証を行なう者、独立した立場でレビューを行なう者、支援要員の力量に関する要求事項の明確化
- 妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)に固有の妥当性確認又は検証の要求事項

- 妥当性確認又は検証について提案している取り決め内容が、妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)の要求事項に適合することの確認
- 妥当性確認又は検証の基準が A.1.1.項を満たしていることの確認

5.4 公平性

5.5 債務及び財務

6. 力量

6.1 経営層及び要員

A.6.1.1 「セクター」を決定するにあたり、V/V 機関は、妥当性確認及び検証の種類によって、「セクター」という用語が異なる意味を持つことに配慮しなければならない。いかなる妥当性確認又は検証においても、セクターとは、GHG に関する主張(GHG プロジェクト又は GHG インベントリーの何れに関する場合も)並及びに利害関係者の期待に関連するものである。セクターを決定することにより、妥当性確認を行なう者又は検証を行なう者は、妥当性確認及び検証の実施をとりまく周囲の状況(例: 排出源、吸収源、貯蔵庫、産業の設備及びプロセス、製品サプライチェーンプロセス、境界、追加性、リーケージなど)を把握できる。

6.2 要員の力量

A.6.2.1 V/V 機関は力量ある評価者により評価を受けた要員を揃えなければならない。

A.6.2.2 V/V 機関は、要員がどのように評価され、次に示す力量に関する要求事項をどのように満たしているかとされたのかを実証しなければならない。

- 業務の運営管理に関する力量
- ISO_14065 の第 6 項並びに本基準文書の附属書 A-ISO_14066 に基づく一般的な妥当性確認の力量、さらに妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)に固有の、及び / 又は、セクター固有の妥当性確認又はプロジェクト固有の妥当性確認に関わる力量(A.1.1 項参照)
- ISO_14065 の第 6 項並びに本基準文書の附属書 A-ISO_14066 に基づく一般的な検証の力量、さらに、妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)に固有の、及び / 又はセクター固有の検証に関わる力量

注記 1: 組織の検証にプロジェクトの検証が含まれている場合、V/V 機関の力量基準では、上述のあらゆる関連する力量基準に加えて、プロジェクトの妥当性確認又はプロジェクトの検証に関わる力量基準も考慮する必要がある。

注記 2: 要員の評価に利用できるツールは数多くある。これらは、適切なかた

ちで、いかようにも組み合わせることができる。代表的なツールを次に示す。

- 該当する場合、検証及び / 又は妥当性確認の活動の立会
- 妥当性確認又は検証の文書類の内部相互レビュー
- 知識及び専門的力量を試験する体系的な面談
- 試験
- 経営層及び / 又はその他のチームメンバーによるパフォーマンス評価
- 要員認証によって、この V/V 機関システムで規定された力量を実証できる場合、認定を受けた要員認証機関による要員の認証
- 会議での講演を依頼される、論文発表を依頼される(論文の審査がある場合)など、専門分野において認められた評価を得ていること
- 関連する過去の経験に関する十分な証拠

注記 3：附属書 A は、ISO 14065 の第 6 項及び ISO 14066 の第 5 項に基づく 3 つの異なるタイプの力量を明確にするための指針を提供している。

6.3 要員の配置

6.4 契約下の妥当性確認を行なう者又は検証を行なう者の起用

6.5 要員の記録

6.6 外部委託

7. コミュニケーション及び記録

7.1 依頼者又は責任当事者に提供される情報

7.2 依頼者又は責任当事者への責任の通知

7.3 機密保持

7.4 公にアクセス可能な情報

7.5 記録

8. 妥当性確認又は検証のプロセス

注記 1：序文 0.2 項から引用： 二つの引用規格を理解しやすく、相互に解釈しやすくするために、本基準文書の第 8 項と附属書 C では、ISO_14065 の項目の見出しとそれに対応する ISO_14064-3 の項目の見出しを併記している。最初に ISO_14064-3 と記載し、その後 ISO_14064-3 の項目の見出しを青色で示している。妥当性確認及び検証のプロセスは、マネジメントシステム監査とは異なっており、また、妥当性確認と検証との焦点にも違いがある。このため、附属書 C は、妥当性確認及び検証のプロセスに関連して参考となる指針を示すことを目的としている。附属書 C では、適用の指針と引用規格との相互関係を明確にするため、ISO_14064-3 の項目の見出

しが使われている。ここでも、適用の指針の記載は不要と見なされた場合は、項目の見出しのみが表示されている。

注記 2：本基準文書の本文は、ISO_14065 ~~或いは~~ ISO_14064-3 の解釈と見なすことは望ましくない。

8.1 一般

8.2 事前準備

8.2.1 公平性

8.2.2 力量

8.2.3 合意

ISO 14064-3

4.3 妥当性確認又は検証の保証水準、目的、基準及び、範囲

4.3.1 保証水準

4.3.2 目的

4.3.3 基準

4.3.4 適用範囲

4.3.5 重要性

A. 8.2.3.1 V/V 機関は、妥当性確認及び / 又は検証の依頼に対応するための文書化されたマネジメントシステム(ISO_14065 12 項に準拠したもの)を整備しなければならない。V/V 機関の手順は、あらゆる見積り又は契約を行なう前に、妥当性確認又は検証の範囲、目的、基準、保証水準、妥当性確認、検証の重要性に関する十分な情報を確実に入手しなければならない。見積りは、GHG に関する主張の主要な課題、及び妥当性確認、又は検証の基準(A.1.1 項参照)と整合のとれた妥当性確認又は検証の目的に関連する主要な課題、並びに GHG に関する主張に関わる意図した利用者に配慮し、入手した情報に基づいて作成しなければならない。

A. 8.2.3.2 GHG に関する主張の妥当性確認又は検証の見積りについて検討する際、V/V 機関は、例えば次のような見積り作成に関わる主要な課題の検討を考慮しなければならない。

- 提案されている保証水準、重要性、基準、目的、及び範囲。
- GHG に関する主張の複雑さ
- プロジェクト又は組織、及び測定 / 監視 プロセスの複雑さ
- GHG に関する主張を策定及び管理している組織の体制を始めとする組織環境
- プロジェクトの妥当性確認及び検証に対するベースラインシナリオ これにはベースラインシナリオに適用する GHG の排出源、吸収源及び貯蔵庫の選定及び定量化も含まれる

- 明確化された GHG の排出源、吸収源、貯蔵。並及びに組織の検証を行なうためのそれらの監視
 - GHG に関する主張に記載されている情報及びデータを提供するプロセス
 - 利害関係者、責任当事者、依頼者、及び意図された使用者（各用語の定義については ISO_14064-3 を参照）の間の組織的繋がり関係及び相互作用
 - 妥当性確認又は検証の基準（A.1.1 項参照）の要求事項
- A.8.2.3.3 妥当性確認又は検証の実施に必要な工数時間は、V/V 機関が決定しなければならない。その時間の割り当てについては、V/V 機関が上述の情報のレビューに基づいてその正当性の根拠を示し、それを記録に残さなければならない。各業務にはそれぞれ独自の側面があるため、V/V 機関は、妥当性確認又は検証のプロセスをカスタム化しなければならない。
- A.8.2.3.4 グループ化されたプロジェクトの妥当性確認／検証に関する見積り及び合意の場合、V/V 機関は、通常の検討事項に加えて、グループ化されたプロジェクトとして一つに纏められる GHG に関する主張に対して個々のプロジェクトからインプットされるものの妥当性確認又は検証に関するロジスティック及び計画、並びにそれが妥当性確認又は検証の所要期間工数に与える影響についても考慮しなければならない。
- A.8.2.3.5 V/V 機関は、グループ化されたプロジェクトの GHG に関する主張の妥当性確認又は検証の所要期間工数に関する要求事項を検討する際、附属書 B の情報を参考にすることが望ましい。
- A.8.2.3.6 数多くの離れた施設のデータ及び情報が盛り込まれた GHG インベントリーに基づく GHG に関する主張に関して検証機関が見積りを作成する場合、検証機関は、通常の検討事項に加えて、個別の施設及び施設の集合体のデータ及び関連情報から GHG に関する主張にインプットされるものの検証に関するロジスティックと計画、並びにそれが検証の所要期間に与える影響についても、考慮しなければならない。
- A.8.2.3.7 V/V 機関は、一つの GHG に関する主張に数多くの離れた施設のデータ及び情報が盛り込まれている場合、その GHG に関する主張の検証の工数所要期間に関する要求事項を決定にあたって、附属書 B の情報を参考にすることが望ましい。
- A.8.2.3.8 V/V 妥当性確認／検証機関の合意（あらゆる付則又は添付文書を含む）では、提案されている保証水準、重要性、基準、目的、範囲、該当する場合は合意した妥当性確認又は検証の基準（A.1.1 項参照）、さらに提案されている妥当性確認又は検証の所要期間、並及びに時間枠を明確にしなければならない。
注記： ISO_14065_8.2.3 項に記載されている「合意書」と「契約書」は同義で

ある。

8.2.4 チームリーダーの指名

8.3 アプローチ

8.3.1 妥当性確認又は検証 チームの選定

~~A.8.3.1.1 V/V 機関は、チームリーダーを含めた、妥当性確認及び検証チームを選定及び指名するプロセスを整備しなければならない。この際、妥当性確認又は検証の保証水準、重要性、範囲、基準及び目的の達成に必要な力量、並びに依頼する組織とのコミュニケーションを始めとする作業の効果的な管理を考慮に入れなければならない。(6項参照)。~~

8.3.2 依頼者及び責任当事者とのコミュニケーション

8.3.3 計画

ISO_14064-3

4.4 妥当性確認又は検証アプローチ

4.4.1 一般

4.4.2 妥当性確認又は検証の計画書

4.4.3 サンプリング計画書

A.8.3.3.1 合意した妥当性確認、又は検証の基準に、A.1.1 項の選択肢の一つを含めることが望ましい。

A.8.3.3.2 合意した妥当性確認又は検証の基準の原則を妥当性確認又は検証のプロセスで使用しなければならない。妥当性確認及び検証の基準は、A.1.1 項で規定した要求事項に適合しなければならない。

A.8.3.3.3 V/V 機関及び妥当性確認又は検証チームは、GHG に関する主張に関する所見、結論、意見、意思決定の評価を含む、妥当性確認又は検証のプロセスを導く指針として、~~合意した妥当性確認又は検証の基準(合意した妥当性確認又は検証の基準~~ (A.1.1 項参照) の原則を使用しなければならない。

A.8.3.3.4 プロジェクトの妥当性確認の場合、妥当性確認の目的に、計画されたそのプロジェクトによって、主張されている GHG の排出量削減及び/又は吸収量増加を合理的に達成できるか否かを含めることが望ましい。

A.8.3.3.5 検証の基準に ISO_14064-1 が含まれる場合に関して、GHG 報告書の発行は任意であるが、依頼者が検証を受けた GHG 報告書の公表という選択した場合は、検証機関は、その GHG 報告書が、ISO_14064-1 7.2 項、7.3 項の要求事項に適合していることを確認しなければならない。

A.8.3.3.6 検証の基準に ISO_14064-1 が含まれる場合、組織が ISO_14064-1 への適合を主張する GHG に関する主張を公表している際、検証機関は、その

組織が ISO_14064-1 に準拠した GHG 報告書、又はその組織の GHG に関する主張を対象とした独立した第三者検証機関による声明書を公開していることを確認しなければならない。組織の GHG に関する主張が独立した立場から検証されている場合は、検証声明書を意図した利用者が入手できるようにしなければならない。

A.8.3.3.7 妥当性確認の基準に ISO_14064-2 が含まれる場合、GHG に関する主張及び関連する GHG プロジェクト情報のレビューの作業の中で、ISO 14064-2 の 5.3 項、5.4 項、5.5 項、5.6 項、5.7 項、5.8 項、5.10 項に規定された「基準及び手順の選択及び確立」の要求事項に対する正当性を依頼者が実証していることに関する妥当性確認を行わなければならない。

A.8.3.3.8 妥当性確認の基準(A.1.1 項参照)で、ベースラインシナリオ・GHG 排出源・GHG 吸収源・GHG 貯蔵庫・監視プロセス等(ISO_14064-2 の関連部分参照)の決定に関わる基準又は手順の選択及び確立をプロジェクト実施者又は依頼者が行なうことを許可している認めている場合、プロジェクト実施者又は依頼者が定める妥当性確認には、~~基準又は手順の選択の正当性をプロジェクト実施者又は依頼者が実証していることに関する~~に対し、妥当性確認を行わなければならない。

A.8.3.3.9 妥当性確認及び検証のアプローチの構築は、単に見積りで想定された妥当性確認又は検証の所要期間工数のみならず、合意した基準、範囲、目的、保証水準及び・重要性に基づくものでなければならない。妥当性確認又は検証の所要期間工数は、計画プロセス実施中、必要に応じて、増減しなければならない。チームの力量は、計画プロセスの結果を受けて、その内容をレビューしなければならない。

A.8.3.3.10 V/V 機関は、計画プロセスへのインプットを行なうため、体系的で、双方向の、~~そして~~必要な場合は反復的なプロセスを通し、十分な情報を入手しなければならない。

A.8.3.3.11 V/V 機関は、妥当性確認又は検証のプロセスで収集した証拠及び情報に照らして、計画プロセスの結果のレビューを行ない、準じて計画書を変更しなければならない。

A.8.3.3.12 戦略分析からのアウトプットは、リスク評価、サンプリング計画書、妥当性確認又は検証の計画書へのインプットとして採用しなければならない。注記 1：リスク評価は、妥当性確認又は検証の保証水準、重要性、基準、範囲、目的について考慮すること。これらに変更が生じた場合は、リスク評価の深さ及び度合いに影響を与える。

注記 2：グループ化されたプロジェクトの GHG に関する主張、又は GHG インベントリーに複数の施設が含まれている場合の GHG に関する主張について、妥当性確認又は検証計画書を作成する際に検討すべき課題については、附属書 B

を参照すること。

A.8.3.3.13. V/V 機関は、計画している工数が、戦略分析とリスク評価の結果として、作成したサンプリング計画書、及び妥当性確認又は検証の計画書に準拠するうえで適切であることを確実にしなければならない。

A.8.3.3.14. V/V 機関は、見積もった工数と、戦略分析とリスク評価の結果に基づいて業務を実施するうえで必要となる工数との間に相反~~があれば、~~
~~その全てを確実に解を解決していることを保証しなければならない。決しなければなら~~
~~ない。~~

A.8.3.3.15 妥当性確認又は検証の基準、範囲、重要性、保証水準又は目的の何れかに関連する変更を発見した場合、又は依頼者とその変更について合意した場合、あるいは、戦略分析及び又はリスク評価の結論に影響を与える所見を検出した場合、V/V 機関は、妥当性確認又は検証の計画書、~~並及び~~サンプリング計画書を修正改定しなければならない。

A.8.3.3.16 サンプルとして抽出する具体的なデータ及び情報は、妥当性確認又は検証の計画の段階で決定しておかなければならない。データ及び情報の妥当性確認又は検証の実施中にその場の判断で決めてはならない。サンプリング計画書は、データ及び情報の妥当性確認又は検証を開始する前に、その詳細を決定して文書化しなければならない。サンプリング計画書は、妥当性確認又は検証の最中に、必要に応じて修正改定しなければならない。サンプリング計画書の作成では、合意した範囲、基準、目的、保証水準、重要性を達成するために必要な情報、証拠、データの量を決定しなければならない。

A.8.3.3.17 妥当性確認又は検証の計画書を承認する際、妥当性確認又は検証チームのリーダーは、その計画書に漏れがないこと、その計画書の構成要素を全て合わせると、妥当性確認又は検証の業務で合意した基準・範囲・目的・保証水準・重要性と整合のとれた、漏れの無い妥当性確認又は検証のプロセスになることを確実にしなければならない。

A.8.3.3.18 妥当性確認又は検証のチームリーダーは計画書を承認する際、妥当性確認又は検証の所要期間工数・チームの力量、及びチームメンバーの任務が適切であり、その妥当性確認又は検証のニーズを満たしていることを確実にしなければならない。

A.8.3.3.19 妥当性確認及び検証チームは、妥当性確認又は検証の計画書と、契約で合意した目的、範囲、基準、保証水準及び重要性との間で整合が確実にとれるようにしなければならない。合意内容からの逸脱があり、それが承認された場合は全て、妥当性確認又は検証の文書類に明記しなければならない。

A.8.3.3.20 附属書 C を用いて、妥当性確認又は~~、~~検証のプロセス及びシステムの説明及び支援を行なうこともできる。

8.4 妥当性確認~~、~~又は検証

ISO_14064-3

4.5 GHG情報システム及び情報システム統制の評価

4.6 GHGデータ及び情報の評価

4.7 妥当性確認又は検証の基準に照らした~~の~~評価

4.8 GHGに関する主張の評価

A.8.4.1 妥当性確認又は検証は、提示された情報及びデータが正しいと証明されるまでは間違っているかもしれないと想定する職業専門家としての懐疑心を持って実施し、関係する利害関係者、又は市場の関心事、適用する妥当性確認又は検証の基準、関連する原則を考慮に入れて実施しなければならない。

A.8.4.2 検証機関は、前回の検証以降、GHG プロジェクト又は組織の体制、GHG プロジェクト計画書、GHG インベントリーに変更があれば、その変更全てについてレビューしなければならない。GHG プロジェクトの検証の場合、検証機関は、次の事項について検討しなければならない。

- 妥当性確認報告書の未解決事項
- プロジェクト実施状況
- GHG 排出量の決定の正当性の根拠を示すために使用されている外部の情報及びデータの信頼性

A.8.4.3 プロジェクトの GHG に関する主張の検証の場合、組織の GHG に関する主張の検証に加えて、次の事項を実施すること：

- そのプロジェクトの妥当性確認報告書のレビュー
- その GHG プロジェクト計画書への変更点全ての検証。これには次の事項を含める
 - 特定された GHG の排出源・吸収源・貯蔵庫
 - ベースラインシナリオ
 - ベースラインシナリオに適用される GHG の排出源・吸収源・貯蔵庫の選定及び定量化
 - その GHG プロジェクトの監視
- 「基準及び手順の選択及び確立」(A.8.3.3.7 項及び A.8.3.3.8 項参照)の正当性の根拠の証明に関わる変更~~、並びに~~その実施に関わる変更全ての検証
- 利害関係者、責任当事者(GHG プログラムによってはプロジェクト実施者の場合もある)、依頼者、意図した利用者(各用語の定義については ISO_14064-3 参照)の間での組織的關係及び相互作用におけるあらゆる変更の検証

A.8.4.4 GHG 情報システム及び統制の実施によるリスク緩和の度合いによって、妥当性確認又は検証のサンプリングの詳細さ及び程度を変更しなければならない

ない。

注記 ~~二~~ ISO_14064-3 では、GHG 情報システム又は統制を整備することを組織又はプロジェクトに求める要求事項はなく、また、GHG 情報システム又は統制が ISO_14064-3 の 4.5 項に適合することも要求していない。

A.8.4.5 妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)に、GHG 情報システム又は統制に関連する要求事項が含まれる場合、それらの要求事項への適合も、妥当性確認、又は検証の対象としなければならない。

A.8.4.6 GHG のデータ及び情報に、~~誤り、脱漏、虚偽記載不実表示~~が検出された見つかった場合、妥当性確認及び検証チームは、~~依頼者による~~修正を要求し、サンプリングを増やさなければならない。重要性に関わらない重大ではない誤り、脱漏、虚偽記載不実表示が修正できない場合は、V/V 機関は、妥当性確認又は検証の声明書に限定付帯条件を付けなければならない。例えば重要性、又は他のプログラムの要求事項により、声明書に意見に付帯条件をつけられない付すことができない場合、例えば、重要性又は他の制度要求事項を満たさないときなど、妥当性確認及び検証~~V/V 機関は、妥当性確認及び検証の反対意見声明書を発行しなければならない。~~

注記：妥当性確認又は検証の声明書に限定付帯条件を付ける意味については、ISO_14064-3 の A.2.9.2 項を参照すること。

A.8.4.7 GHG のデータ及び情報の評価には、GHG のデータと及び情報の処理又は作成に使われるソフトウェア及びハードウェアの運用性の確認を含めること。

注記：このようなハードウェア及びソフトウェアについては、例えば、ソフトウェアの妥当性確認、該当する場合はデータのバックアップ、監視装置の校正、外部データの信頼性等の問題を始めとする管理について考慮に入れることが望ましい。

A.8.4.8 V/V 機関は、GHG に関する主張が、妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)に適合しているか否かどうかを決定するにあたって、合意した妥当性確認又は、検証の基準(A.1.1 項参照)で規定された関連する定義を考慮しなければならない。

A.8.4.9 GHG に関する主張の評価へのインプットには、次の事項を含まなければならない。

- 範囲、基準、目的、保証水準及び重要性に関する契約上の要求事項、並びにあらゆる妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)に固有の要求事項
- GHG に関する主張
- 戦略分析及びリスク評価からのアウトプット
- GHG 情報システム及び統制の評価からのアウトプット
- GHG のデータ及び情報の評価からのアウトプット
- 妥当性確認又は検証の基準に評価からのアウトプット

A.8.4.10 GHG に関する主張に関連する重大な不一致のリスクを評価する際、V/V 機関は、次の事項を考慮しなければならない。

- 意図した利用者の見解
- GHG のあらゆる排出源、吸収源及び貯蔵庫からのさまざまな GHG 排出量の関連性及び相対的寄与
- GHG 情報システム及び統制の妥当性
- 組織又は GHG プロジェクトの運用の複雑さ
- GHG プロジェクト又は組織に適用される監視プロセス
- 該当する場合、今までの妥当性確認又は検証から出された関連する証拠

A.8.4.11 GHG に関する主張の評価からのアウトプットでは、次の事項を確認しなければならない。

- 契約で合意した範囲、基準、目的、重要性及び保証水準に従って GHG に関する主張の妥当性確認又は検証を実施する ~~うえでために~~、収集した証拠が十分であること。
- 実施した妥当性確認及び検証のプロセスにより、合意した保証水準に達していること。
- サンプリングとその結果が、GHG に関する主張に重大な不一致がないという結論を裏付けている、又は裏付けていないこと。
- 妥当性確認又は検証のプロセスからの証拠及び所見、~~並及びに~~合意した範囲、目的、基準、重要性、保証水準に基づいて、GHG に関する主張に重大な不一致がないこと。このような結論に達するには、証拠と所見が十分でない場合は、次のいずれかを確認しなければならない。
 - 業務の保証水準及び/又は重要性を変更すること又は、
 - 次に示す意見の選択肢から一つを選んでよい
 - 「反対意見」
 - 「限定付帯条件付き」
 - 意見の差し控え

注記 1：妥当性確認又は検証の「反対意見声明書」及び「付帯条件付き声明書」の詳細については、ISO 14064-3 の A.2.9.2 項 及び A.2.9.3.項参照すること。

注記 2：妥当性確認又は検証の「反対意見声明書」又は「限定付帯条件付き声明書」は、限定的な保証水準又は合理的妥当な保証水準に関わる用語と混同しないこと。ISO_14064-3 の A.2.3.2.項参照。

A.8.4.12 妥当性確認 ~~及び又は~~検証チームは、GHG 声明書 (妥当性確認及び検証の声明書)に関連し、チームとしての提言を立証し裏付ける証拠及び所見を V/V 機関に提出しなければならない。その証拠及び所見は、合意した妥当性確

認又は検証計画及びサンプリング計画と結びつきいており、V/V 機関にとって有効な独立したレビューを実施するために十分でなければならない。

(ISO14065 4.9.8.5 項参照)

~~A.8.4.13 妥当性確認及び検証チームは、妥当性確認又は検証の声明書の草案をV/V 機関に提出し、V/V 機関によるレビューと承認を受けることが望ましい。~~

~~注記：妥当性確認又は検証の声明書草案は、依頼者に提出することもある。~~

A.8.4.14 妥当性確認又は検証チームは、重大な不一致の全てを依頼者に報告し、それらが妥当性確認又は検証の声明書に与える影響について説明することを確実にしなければならない。

8.5 妥当性確認又は検証の声明書のレビューと発行

ISO 14064-3

4.9 妥当性確認及び検証の声明書

A.8.5.1 結論を出すにあたり(ISO_14065 8.5 項参照)、独立した立場でレビューを行なう者は、次に示すものから生じる証拠を考慮しなければならない。

- 妥当性確認又は検証の計画書、サンプリング計画及び妥当性確認又は検証のプロセス、記載された結論及び意見が、保証水準、重要性、基準、目的及び範囲に関する合意と整合していること
- 戦略分析及びリスク評価から出された所見
- 妥当性確認及び検証のプロセスの設計、並びに記載された結論及び意見が契約の要求事項と整合していること
- 妥当性確認又は検証の計画書及びサンプリング計画書の変更
- 結論を導き出すもととなった GHG のデータ及び情報
- GHG に関する主張に対する提言

A.8.5.2 独立した立場でレビューを行なう者は、妥当性確認及び検証の声明書が妥当性確認又は検証の活動から出された所見と整合しているか、記載されたその結論と意見が妥当性確認又は検証から出された所見と整合しているか、重大な事項が欠落していないかを決定しなければならない。

A.8.5.3 独立した立場でレビューを行なう者は、妥当性確認又は検証の声明書が、妥当性確認又は検証の基準(A.1.1 項参照)で示された、妥当性確認又は検証の声明書に関する要求事項を満たしているか否かを決定づけなければならない。妥当性確認又は検証の基準に妥当性確認又は検証の声明書に関する要求事項がない場合は、妥当性確認又は検証の声明書は、ISO_14064-3 4.9 項に適合してなければならない。

A.8.5.4 組織又はプロジェクトに関わる定量的な GHG 排出量データが含まれ

ていない GHG に関する主張の場合、認定を受けた妥当性確認及び/又は検証の
声明書は、次の条件を全て満たす場合にのみ、~~発行~~しなければならない。

- 初回の妥当性確認又は検証の声明書を提示した後、依頼者が新たな GHG 報告書、GHG プロジェクト計画書、~~或いは~~又は GHG に関する主張を提示した場合は、それらが妥当性確認又は検証の対象となるという法的合意が、V/V 機関と依頼者の間で交わされている。
- 組織に関しては、ISO_14064-1 の 7.3 項に適合した GHG 検証報告書が、検証範囲に含まれている。
- ISO_14064-1 又は ISO_14064-2 が、妥当性確認又は検証の基準に含まれており、その要求事項が緩和されていない。
- 妥当性確認又は検証の声明書に、何について妥当性確認~~又は~~又は検証が行なわれたかが明確に示されており、マネジメントシステム認証証書又は適合声明証明書に関わる文言が使用されていない。

A.8.5.5 妥当性確認及び検証の声明書は、

- ISO_14064-3 の 4.9 項に適合していなければならない。但し、法規制の要求事項が 4.9 項と異なる場合はこの限りではない。
- V/V 機関によるレビュー結果と整合していなければならない。

~~——妥当性確認及び又は検証の結論後、残されたる重大な不一致を反映した妥当性確認及び検証の意見と結論でありを含めなければならない。そして、~~

- ~~-責任当事者に対して発行していなければならない。~~

A.8.5.6 自主市場では、保証水準は、妥当性確認又は検証の中でさまざまに異なる可能性があり、このため、データ~~又は~~と情報の中には合理的保証水準を確保するものと限定的な保証水準を確保するものがある。この場合、妥当性確認又は検証の声明書には、各結論について適用~~されず~~る保証水準、~~並及び~~に、各結論が最終的な意見にどのように影響を及ぼすかを明記~~し~~なければならない。

8.6 記録

8.7 妥当性確認又は検証の後に発見された事実

9. 異議申し立て

10. 苦情

11. 特別妥当性確認又は検証

12. マネジメントシステム

A.12.1 マネジメントシステムは、これらの規格及び関連する業務の要求事項に関する整合性ある適用を確実にするため、十分に文書化しておくことが望ましい。

IAF 基準文書の終わり

出典

~~ISO 14065:2007 - Greenhouse gases: Requirements for greenhouse gas validation and verification bodies for use in accreditation or other forms of recognition~~

~~ISO 14064-3:2006 Greenhouse gases: Specification with guidance for the validation or verification of greenhouse gas assertions~~

ISO 14064-1:2006, Greenhouse gases: Specification with guidance at the organization level for quantification and reporting of greenhouse gas emissions and removals

ISO 14064-2:2006, Greenhouse gases: Specification with guidance at the project level for quantification, monitoring and reporting of greenhouse gas emission reductions or removal enhancements

~~ISO 14021:2001 - Environmental labels and declarations - Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling)~~

~~ISO/IEC 17021:2006 - Conformity assessment - Requirements for bodies providing audit and certification of management systems~~

~~ISO/IEC 17024:2003 - Conformity assessment - General requirements for bodies operating certification of persons~~

~~ISO/IEC Guide 65:1998 - General requirements for bodies operating product certification systems~~

VCS 2007 – Voluntary Carbon Standard - Specification for the project-level quantification, monitoring and reporting as well as validation and verification of greenhouse gas emission reductions or removals.

Published by the VCS Org 19 November 2007. Available at www.vcs.org

~~IAF GD 5:2006 IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 65:1996 - General Requirements for Bodies operating Product~~

~~Certification Systems (Issue 2)~~

ISO/IEC 17030;-2003 Conformity Assessment-- General requirements for
third party marks of conformity.

附属書 A (強制任意参考)

プロジェクトの妥当性確認、及びプロジェクト又は組織の検証に関わる力量基準

力量に対する一般基準

この附属書は、ISO 14065 の第 6 項及び ISO 14066 の第 5 項に基づく 3 つの異なるタイプの力量を明確にするための指針を提供している。

~~This Annex provides guidance to clarify the three different types of competences based on ISO 14065 Clause 6 and ISO 14066 Clause 5.~~

~~本項は、ISO 14065 6 項に基づくものである。左端の欄には関連する ISO 14065 の要求事項、その右の三つの欄には、次に関わる一般的な力量基準を規定している。~~

- プロジェクトの妥当性確認
- プロジェクトの検証
- 組織の検証

~~注記 1—この本文は、ISO 14066 (WD2) より採用している。~~

~~注記 2—本附属書は、ISO 14066 発行をもって廃止する。~~

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
6.3.2 項 妥当性確認又は検証 チームの知識 -GHG プログラムに関 する知識及び技能	<p>知識 妥当性確認を行なう者は、該当する GHG プログラムに関して、次の事項を含めた知識をもたせることが望ましい。なければならぬ。</p> <p>a) 適格性に関する要求事項(注記：法的要求事項も含まれる)</p> <p>b) 異なる管轄地域における実施</p> <p>c) セクター及び技術領域を含む許容されるプロジェクト境界及びプロジェ</p>	<p>知識 検証を行なう者は、該当する GHG プログラムに関して、次の事項を含めた知識をもたせることが望ましい。もたなければならぬ。</p> <p>a) 適格性に関する要求事項(注記：法的要求事項も含まれる)</p> <p>b) 許容されるプロセス、セクター、技術領域</p> <p>c) 許容される GHG の排出源、吸収</p>	<p>知識 検証を行なう者は、該当する GHG プログラムに関して、次の事項を含めた知識をもつたせることが望ましい。なければならぬ。</p> <p>a) 適格性に関する要求事項(注記：法的要求事項も含まれる)</p> <p>b) 許容されるプロセス、セクター、技術領域</p> <p>c) 許容される GHG の排出源、吸収</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>クト</p> <p>d) 地理的位置に伴う制約</p> <p>e) 妥当性確認の要求事項及び指針</p> <p>f) 報告の対象となる GHG 排出量の範囲(範囲に関する指針については、ISO 14064-3 の A.2.3.7 項 参照)</p> <p>技能</p> <p>妥当性確認を行なう者は、該当する GHG プログラムに関して、次の事項を含めた技能をもつことが望ましい。なければならない。</p> <p>a) GHG プログラム要求事項の理解</p> <p>b) 妥当性確認プロセス並及びプロジェクトに関連する特殊な事項の理解。これには次の事項が含まれるが、これに限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リークージ • 追加性 • ベースライン設定 • 監視及び報告 <p>注記：ISO_14064-3 より引用</p> <p>c) 妥当性確認に関連する事項について、適切な言語で、効果的にコミュニケーションを行なう技能には、通常次</p>	<p>源、削減量</p> <p>d) 地理的境界</p> <p>e) 異なる経済圏に適用される際、GHG プログラム要求事項に加える変更がもたらす結果</p> <p>f) プロジェクトの検証、プログラム固有の検証の要求事項及び指針</p> <p>技能</p> <p>検証を行なう者は、該当する GHG プログラムに関して、次の事項を含めた技能をもつことが望ましい。なければならない。</p> <p>a) GHG プログラム要求事項の理解</p> <p>b) 検証のプロセス並びにプロジェクトに関連する特殊な事項の理解。これには次の事項が含まれるが、これに限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リークージ • 追加性 • ベースライン設定 • 監視及び報告 <p>c) 検証プロセス並及びプロジェクトに関連する特殊な事項の理解。これには次の事項が含まれるが、これ</p>	<p>源、削減量</p> <p>d)—地理的境界、報告の対象となる GHG 排出量の範囲</p> <p>b)e)異なる経済圏に適用される際、GHG プログラム要求事項に加える変更がもたらす結果</p> <p>f)組織の検証、プログラム固有の検証の要求事項及び指針</p> <p>技能</p> <p>検証を行なう者は、該当する GHG プログラムに関して、次の事項を含めた技能をもつことが望ましい。なければならない。</p> <p>a) GHG プログラム要求事項の理解</p> <p>b) 検証のプロセス、並及び組織に関連する特殊な事項の理解。これには次の事項が含まれるが、但し、これに限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リークージ • 追加性 • ベースライン設定 • 監視及び報告 <p>c) 検証のプロセス、並及び組織に関</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 妥当性確認プロセスを説明する能力 • 求められている回答を相手が理解できるようなかたちで、質問する能力 • 妥当性確認プロセスから出される所見、並及びそれがもたらす結果を説明する能力 • 所見が意味することを説明できる能力 • 妥当性確認の活動から出される所見の分析に基づき、妥当性確認声明書を作成する能力。これには、妥当性確認声明書に相応しい用語及び言語の使用を理解する能力も含まれる。 	<p>に限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監視 • 報告 <p>d) 検証に関連する事項について、適切な言語で、効果的にコミュニケーションを行なう技能には、通常、次が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検証プロセスを説明する能力 • 求められている回答を相手が理解できるようなかたちで、質問する能力 • 検証プロセスから出される所見、並及びそれがもたらす結果を説明する能力 • 所見が意味することを説明する能力 • 検証の活動から出される所見の分析に基づき、検証声明書を作成する能力。これには、検証声明書に相応しい用語及び言語の使用を理解する能力も含まれる。 	<p>連する特殊な事項の理解。これには次の事項が含まれるが、これに限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監視 • 報告 <p>d) 検証に関連する事項について、適切な言語で、効果的にコミュニケーションを行なう技能には、通常、次が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検証プロセスを説明する能力 • 求められている回答を相手が理解できるようなかたちで、質問する能力 • 検証プロセスから出される所見、並及びそれがもたらす結果を説明する能力 • 所見が意味することを説明する能力 • 検証の活動から出される所見の分析に基づき、検証声明書を作成する能力。これには、検証声明書に相応しい用語及び言語の使用を理解する能力も含まれる。

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
<p>6.3.3 項 妥当性確認又は検証 チームの専門知識</p>	<p>知識 妥当性確認を行なう者は、次の事項を含めた技術的知識を <u>もたせることが望ましい。もたなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) GHG、GWP（地球温暖化係数）、活動データ、排出係数 b) 次の事項のプロジェクトレベルでの適用 • 関連する GHG の排出源、吸収源、貯蔵庫(SSR) • 排出係数の定量化を始めとする、定量化の方法論 • 監視技術 • GHG 排出量削減に影響を及ぼす主要な要因 <p>技能 妥当性確認を行なう者は、次の事項を含めた技術的技能を <u>もたせることが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) 特定のプロジェクトタイプに関連するリーケージの源を特定する b) プロジェクトのベースライン、<u>並及び</u>特定のプロジェクトタイプのベースラインに係る GHG の SSR 	<p>知識 検証を行なう者は、次の事項を含めた技術的知識を <u>もたせることが望ましい。なければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) GHG、GWP（地球温暖化係数）、活動データ、排出係数 b) 関連する GHG の排出源、吸収源、貯蔵庫（SSR） c) 定量化の方法論（例、探針を使った直接測定、ベースライン又はインプットデータを使用した算定、変換係数の使用、化学量論的算定、推定法、並びにこれらのアプローチが保守的であることなどがあるが、但し、これに限らない） d) 監視技術（例えば、装置の正しい設置及び使用、校正手順及びデータ品質がもたらす結果、監視装置の点検、精度、不確かさ、ソフトウェアによる GHG に関する主張の解釈などがあるが、但しこれに限らない） e) GHG 排出量削減に影響を及ぼす主要な要因 <p>技能</p>	<p>知識 検証を行なう者は、次の事項を含めた技術的知識を <u>もたせることが望ましい。なければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) GHG、GWP（地球温暖化係数）、活動データ、排出係数 b) 次の事項の組織レベルでの適用 <ul style="list-style-type: none"> • 関連する GHG の排出源、吸収源、貯蔵庫（SSR） ◆◆ 重要性 ◆◆ 定量化の方法論（例えば、探針を使った直接測定、ベースライン又はインプットデータを使用した算定、変換係数の使用、化学量論的算定、推定法 <u>並及び</u>これらのアプローチが保守的か等があるが、但し、これに限らない。） <p>監視技術（例えば、装置の正しい設置及び使用、校正手順及びデータ品質がもたらす結果、監視装置の点検、精度、不確かさ、ソフトウェアによる GHG に関する主張の解釈。但し、これらに限らない。）</p> <p>技能</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>を特定する</p> <p>c) 特定のプロジェクトタイプの GHG の SSR を特定する</p> <p>d) GHG に関する主張の完全性を評価する</p> <p>e) GHG に関する主張の保守性を評価する</p> <p>f) GHG に関する主張が GHG プログラム要求事項を満たしているか否かを評価する</p> <p>g) GHG に関する主張で何が重要か、並及びGHG に関する主張で何をチェックすべきかを決定する (リスク評価による サンプルング)</p> <p>h) GHG に関する主張の重要性に影響を与える可能性のある状況を特定する。これには代表的な運用条件の場合と代表的ではない運用条件の場合の何れも含む。</p> <p>i) プロジェクトの境界、又はダブルカウンティング/所有に関するクレームの可能性のあるその他の問題を巡る潜在的な対立に対応するために、妥当性確認の関係者間で結ばれた契</p>	<p>検証を行なう者は、次の事項を含めたプロジェクトレベルの技術的な検証の技能をもたせるつことが望ましい。なければならぬ。</p> <p>a) 特定のプロジェクトに関わるリーケージの源を特定する</p> <p>b) プロジェクトのベースライン、並及び特定のプロジェクトタイプのベースラインに関する GHG の SSR を特定する</p> <p>c) 特定のプロジェクトタイプの GHG の SSR を特定する。</p> <p>d) GHG に関する主張の完全性を評価する</p> <p>e) GHG に関する主張の保守性を評価する</p> <p>f) GHG に関する主張が GHG プログラム要求事項を満たしているか否かを評価する</p> <p>g) GHG に関する主張で何が重要か、並及びGHG に関する主張で何をチェックすべきかを決定する (リスク評価による サンプルング)</p> <p>h) GHG に関する主張の重要性に影響</p>	<p>検証を行なう者は、次の事項を含めた組織レベルの技術的な検証の技能をもがことが望ましい。なければならぬ。</p> <p>a) プロセス図、土地平面図、又は他のデータ源から、GHG の SSR を特定する。。</p> <p>b) 組織のデータから GHG の SSR を特定する</p> <p>c) GHG に関する主張の完全性を評価する</p> <p>d) GHG に関する主張の保守性を評価する</p> <p>e) GHG に関する主張が GHG プログラム要求事項を満たしているか否かを評価する</p> <p>f) GHG に関する主張で何が重要か、並及びGHG に関する主張で何をチェックすべきかを決定する (リスク評価による サンプルング)</p> <p>g) 組織の境界、又はダブルカウンティング/所有に関するクレームの可能性のあるその他の問題を巡る潜在的な対立に対応するために、妥当性確</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>約又はその他の合意書（財務情報を含む）を理解する。</p> <p>j) ISO_14064-2 の場合、プロジェクト実施者が使用する次に示す事項に関する基準(ISO_14064-2 の要求事項)を追加的に評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基礎となる仮定も含めて、ベースラインシナリオを選定し、その正当性の根拠を証明し、定量化する基準 • ベースラインシナリオの保守性の決定 • ベースラインプロジェクト及び GHG プロジェクトの境界の特定 • ベースラインシナリオと GHG プロジェクトのタイプ、活動のレベル、商品又はサービスの同等性を実証する • GHG プロジェクトが、ベースラインシナリオの活動に対して、追加性を有していることを実証する基準 • 適切な場合、リーケージやパフォーマンスなどの GHG プログラム 	<p>を与える可能性のある状況を特定する。これには代表的な運用条件の場合と代表的ではない運用条件の場合の何れも含む</p> <p>i) プロジェクトの境界、又はダブルカウンティング / 所有に関するクレームの可能性のあるその他の問題を巡る潜在的な対立に対応するために、妥当性確認の関係者間で結ばれた契約又はその他の合意（財務情報を含む）を理解する</p> <p>j) ISO_14064-2 の場合、プロジェクト実施者が使用する次に示す事項に関する基準(ISO_14064-2 の要求事項)を追加的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • GHG プロジェクト活動が、ベースラインシナリオの活動に対して、追加性を有していることを実証する • 適切な場合、リーケージやパフォーマンスなどの GHG プログラム要求事項に対する適合性を実証する <p>k) 該当する GHG プログラムについて</p>	<p>認の関係者間で結ばれた契約又はその他の合意（財務情報を含む）を理解する</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>要求事項に対する適合性を実証する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関係する利害関係者の関心事に配慮した、プロジェクトベースラインシナリオモニタリング方法論を綿密に評価する <p>k) 該当する GHG プログラムについて、プロジェクトの次の側面を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基本となる仮定も含めた、ベースラインシナリオ • ベースラインシナリオの保守性 • ベースラインシナリオ及び GHG プロジェクトの境界 • ベースラインシナリオと GHG プロジェクトのタイプ、活動のレベル、商品又はサービスの同等性 • リークージや永続性 • 関係する利害関係者の関心事に配慮した、プロジェクトベースラインシナリオとモニタリング方法論 	<p>て、プロジェクトの次の側面を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 活動がベースラインシナリオの活動に対し追加性を有している • リークージや永続性 	

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
<p>6.3.4 項 妥当性確認チーム又は 検証 チームのデータ 及び情報の監査に関する 専門知識</p>	<p>注記：妥当性確認では、データの評価前に、情報、仮定及び声明書について、その適格性、完全性、一貫性、正確性、透明性、保守性について評価する必要がある。</p> <p>知識 a) 妥当性確認を行なう者は、データと情報に関する評価について、次の事項を含めた知識をもつ<u>ことが望ましい。</u> a) なければならない。 a) データと情報の審査方法論 b) リスク評価の方法論 c) GHG 情報システム d) 内部統制システム</p> <p>技能 妥当性確認を行なう者は、次の事項を含めたデータと情報の評価の技能をもつ<u>ことが望ましい。</u> a) 何が重要で(データと情報) テストすべきなのかを決定する(戦略分析) b) 重要をいかにテストするかを決定する(リスク評価) c) 戦略分析及びリスク評価に基づき、</p>	<p>注記：検証ではデータが焦点となる傾向はあるが、データと情報について、その適格性、完全性、一貫性、正確性、透明性、保守性について評価する必要がある。</p> <p>知識 検証を行なう者は、データと情報に関する評価について、次の事項を含めた知識をもつ<u>ことが望ましい。なければならない。</u> a) データと情報の審査方法論 b) データと情報のサンプリングの検証に適用するリスク評価の方法論 c) データと情報のサンプリング手法 d) GHG 情報システム</p> <p>技能 検証を行なう者は、次の事項を含めたデータと情報の評価の技能をもつ<u>なければならないことが望ましい。</u> a) 戦略分析及びリスク評価へのインプットとして、管理システムの初期の有効性を評価 b) どのデータと情報が重要で、テストすべきなのかを決定(戦略分析)</p>	<p>注記：検証ではデータが焦点となる傾向はあるが、データと情報について、その適格性、完全性、一貫性、正確性、透明性、保守性について評価する必要がある。</p> <p>知識 検証を行なう者は、データと情報に関する評価について、次の事項を含めた知識をもつ<u>ことが望ましい。なければならない。</u> a) データと情報の審査方法論 b) データと情報のサンプリングの検証に適用するリスク評価の方法論 c) データと情報のサンプリング手法 d) GHG 情報システム</p> <p>技能 検証を行なう者は、次の事項を含めたデータと情報の評価の技能をもつ<u>ことが望ましい。なければならない。</u> a) 戦略分析及びリスク分析へのインプットとして、管理システムの初期の有効性を評価する b) どのデータと情報が重要で、テストすべきなのかを決定する(戦略分析)</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>データと情報のサンプリング計画書を作成</p> <p>d) 妥当性確認活動から出された所見に基づきデータと情報のサンプリング計画書を改定</p> <p>e) データと情報のサンプリング計画書を実行する。これには次の事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • GHG に関する主張と矛盾する情報、声明書、事実を特定する審査プロセスを利用する • GHG に関する主張の中の仮定と声明書の正当性を確かめる <p>f) 是正処置並びに是正処置のデータと情報の評価への影響を見極める</p> <p>g) 戦略分析及びリスク評価を実施し、必要に応じ修正し、GHG プログラム要求事項に配慮しつつ、保証水準、重要性、妥当性確認の基準、目的、範囲に基づき、データと情報の適切なサンプリング計画書を作成する</p> <p>h) データと情報の評価から出された所見に基づいて報告されたデータと</p>	<p>c) 重要課題をいかにテストするかを決定（リスク評価）</p> <p>d) 戦略分析及びリスク評価に基づき、データと情報のサンプリング計画書を作成する</p> <p>☐e) 検証活動から出された所見での指摘事項に基づき、データと情報のサンプリング計画書を改定する</p> <p>☐f) データと情報のサンプリング計画書を実行する。これには次の事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 複雑なデータ収集/記録、インターフェースを管理する • データ改ざんプロセスとその課題 • 実際のデータシステムの問題と障害を特定し、適切な処置を講じる（すなわち、データと情報のサンプリング計画書を改定して、サンプル数を増やし、潜在的な不適合と重大な不一致を報告する） • GHG に関する主張と矛盾する情報、声明書、事実を特定する審査プロセスを利用する • GHG に関する主張の中の仮定と声 	<p>c) 重要課題をいかにテストするかを決定する（リスク評価）</p> <p>d) 戦略分析及びリスク分析に基づき、データと情報のサンプリング計画書を作成</p> <p>☐e) 検証活動から出された所見に基づき、データと情報のサンプリング計画書を改定する</p> <p>☐f) データと情報のサンプリング計画書を実行にする。これには次の事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 複雑なデータ収集/記録、インターフェースを管理する • データ改ざんのプロセスとその課題 • 実際のデータシステムの問題と障害を特定し、適切な処置を講じる。（すなわち、データと情報のサンプリング計画書を改定して、サンプル数を増やし、潜在的な不適合と重大な不一致を報告する） • GHG に関する主張と矛盾する情報、声明書、事実を特定するの審査プロセスを利用する

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>情報について意思決定を行なう</p> <p>i) 意思決定を裏付ける適切な証拠と情報を照合する</p> <p>j) GHG に関する主張の重要性に関わるさまざまなデータの流の影響を評価する</p>	<p>明書の正当性を確かめる。</p> <p>g) 是正処置並びに、是正処置のデータと情報の評価への影響を見極める</p> <p>h) 戦略分析及びリスク評価を実施し、必要に応じ修正し、保証水準、重要性、検証の基準、目的そして範囲に基づき、データと情報の適切なサンプリング計画を作成する</p> <p>i) データと情報の評価から出された所見に基づいて報告されたデータと情報について意思決定を行なう</p> <p>j) 意思決定を裏付ける適切な証拠と情報を照合する</p> <p>k) プロジェクト実施者又は組織が、信頼できる GHG に関する主張の作成に必要なデータを特定し、収集し、分析し、報告しているか否か、そして、関連する GHG プログラム又は規格の要求事項に関わる不適合があればその全てに対応する是正処置を体系的に講じているか否かを決定するため GHG 情報システムを評価する</p>	<ul style="list-style-type: none"> • GHG に関する主張の中の仮定と声明書の正当性を確かめる。 <p>g) 是正処置並びに、是正処置のデータと情報の評価への影響を見極める。</p> <p>h) 戦略分析及びリスク評価を実施し、必要に応じ修正し、保証水準、重要性、検証の基準、目的そして範囲に基づき、データと情報の適切なサンプリング計画を作成する</p> <p>i) データと情報の評価から出された所見に基づいて報告されたデータと情報について意思決定を行なう</p> <p>j) 意思決定を裏付ける適切な証拠と情報を照合する</p> <p>k) プロジェクト実施者又は組織が、信頼できる GHG に関する主張の作成に必要なデータを特定し、収集し、分析し、報告しているか否か、そして、関連する GHG プログラム又は規格の要求事項に関わる不適合があればその全てに対応する是正処置を体系的に講じているか否かを決定するため、GHG 情報システムを評価する</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
6.3.5 項 特定の GHG プロジェクトの妥当性確認 チームに固有の力量	<p>知識 妥当性確認を行なう者は、次の事項を含めたプロジェクト固有の妥当性確認の知識をもつ<u>ことが望ましい。</u> なければならない。</p> <p>a) 例えば次のようなプロジェクトレベルの概念</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保守性 • 同等性 • 追加性 • リークージ • 持続性 <p>b) 次の事項に関する共通のプロセス、手順及び / 又は方法論</p> <ul style="list-style-type: none"> • ベースラインの選択 • GHG プロジェクト境界の設定 • 追加性の評価 <p>技能</p>		

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	<p>ⓐ 妥当性確認を行なう者は、次の事項を含めたプロジェクト固有の妥当性確認の技能をもつ<u>ことが望ましい。</u></p> <p>a) なければならない。</p> <p>ⓑ ベースラインの選択において、プロセス、手順及び / 又は方法論が効果的に適用されているか否かを評価する</p> <p>ⓒ b) ベースラインの選択のレビューを行ない、誤り及び / 又は脱漏を検出する</p> <p>ⓓ c) ベースラインの保守性を評価する。</p> <p>ⓔ d) 選択したプロジェクト境界をレビューし、誤り及び / 又は脱漏を検出する</p> <p>ⓕ e) プロジェクトとベースラインシナリオの比較し評価する</p> <p>ⓖ f) プロジェクトとベースラインシナリオの評価に関する業界固有の知識を適用する</p> <p>g) 追加性に関する要求事項を評価する</p>		
6.3.6 項 GHG プロジェクトの検証 チーム		<p>知識 検証を行なう者は、次の事項を含めたプロジェクト検証の知識をもつ<u>こ</u></p>	

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
に固有の力量		<p>とが望ましい。なければならない。</p> <p>a) 次のようなプロジェクトレベルの概念の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保守性 • 同等性 • 追加性 • リーケージ • 持続性 <p>b) プロジェクト計画書と実際の結果を比較するための、共通のプロセス、手順及び/又は方法論</p> <p>技能 検証を行なう者は、次の事項を含めたプロジェクト検証の技能をもつこ</p> <p>とが望ましい。なければならない。</p> <p>a) 予想と実際の結果を比較</p> <p>b) GHG プロジェクト計画書と実際のプロジェクト実施との不一致を特定（ベースライン、プロジェクトの境界、追加性、モニタリング計画を含む）</p> <p>c) 上記の評価に基づき、適切な処置を講じる。</p> <p>d) クリティカルシンキン</p>	

IAF MD 6:~~2009~~2014

Issue ~~1~~2

IAF Mandatory Document on Application of ISO_14065:~~2007~~2013

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
		グをもって、妥当性確認を受けた GHG プロジェクト計画書を評価する	

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
<p>6.3.7 項 妥当性確認チーム又は 検証 チームのリーダ ーに固有の力量</p>	<p>知識 ⇒ チームリーダーは、次の事項を含めた十分な妥当性確認の知識をもつ <u>ことが望ましい。</u> a) なければならない。 ⇒ 業務範囲、基準、目的、重要性、保証水準 b) チームメンバーの力量 c) その妥当性確認業務に該当する場合、妥当性確認に関連するリスク</p> <p>技能 チームリーダーは、次の事項を含めた十分な妥当性確認の技能をもつ <u>ことが望ましい。なければならない。</u> a) チームメンバーの力量、業務の範囲、基準、目的、重要性、保証水準に基づき、チームメンバーを割り当てる b) 妥当性確認活動の実施中に妥当性確認を行なう者の力量を評価し、また、チームに要求される力量を補う c) GHG の専門用語及び言語を適切に理解する</p>	<p>知識 ⇒ チームリーダーは、次の事項を含めた十分な検証の知識をもつ <u>ことが望ましい。</u> a) なければならない。 ⇒ 業務範囲、基準、目的、重要性、保証水準 b) チームメンバーの力量 c) その検証業務に該当する場合、検証に関連するリスク</p> <p>技能 チームリーダーは、次の事項を含めた十分な検証の技能をもつ <u>なければならない。ことが望ましい。</u> a) チームメンバーの力量、業務の範囲、基準、目的、重要性、保証水準に基づき、チームメンバーを割り当てる b) 検証活動の実施中に検証を行なう者の力量を評価し、チームに要求される力量を補う c) GHG の専門用語及び言語を適切に理解する d) 欠損情報に伴うリスクを評価する</p>	<p>知識 ⇒ チームリーダーは、次の事項を含めた十分な検証の知識をもつ <u>ことが望ましい。</u> a) なければならない。 ⇒ 業務の範囲、基準、目的、重要性、保証水準 b) チームメンバーの力量 c) その検証業務に該当する場合、検証に関連するリスク</p> <p>技能 チームリーダーは、次の事項を含めた十分な検証の技能をもつ <u>ことが望ましい。なければならない。</u> a) チームメンバーの力量、業務の範囲、基準、目的、重要性、保証水準に基づき、チームメンバーを割り当てる b) 検証活動の実施中に検証を行なう者の力量を評価し、チームに要求される力量を補う c) GHG についての専門用語及び言語を適切に理解する d) 欠損情報に伴うリスクを評価する</p>

力量に関わる ISO 14065 要求事項	力量基準		
	プロジェクトの妥当性確認	プロジェクトの検証	組織の検証
	d) 欠損情報に伴うリスクを評価す。 e) クリティカルシンキングを行い、評価に伴うリスクを理解する f) 保証目的、及びチームメンバーの割り当てに対するその影響、 並及び 保証に必要な厳格さを理解する g) チームメンバーから出された所見の正当性を評価する h) 声明書の作成を管理する	e) クリティカルシンキングを行い、評価に伴うリスクを理解する f) 保証目的、及びチームメンバーの割り当てに対するその影響、 並及び 保証に必要な厳格さを理解する g) チームメンバーから出された所見の正当性を評価する h) 声明書の作成を管理する	e) クリティカルシンキングを行い、評価に伴うリスクを理解する。 f) 保証目的、及びチームメンバーの割り当てに対するその影響、 並及び 保証に必要な厳格さを理解する。 g) チームメンバーから出された所見の正当性を評価する。 h) 声明書の作成を管理する。

附属書 B (参考)

グループ化されたプロジェクトの GHG に関する主張、又は、組織の GHG インベントリーに複数の施設が含まれる場合の GHG に関する主張に対する計画の概念

注記 1 : グループ化されたプロジェクト又は組織の GHG インベントリーに関わるサンプリングは、マネジメントシステムの多数サイトのサンプリングと同じものではない。このため、ここでは、サンプル数は「平方根」のアプローチで決めるものではない。

注記 2 : この附属書 B は、妥当性確認又は検証の計画策定の中でも重要な事項であり、経験の蓄積に伴い、今後新たな基準文書、又は指針が作成される場合がある。

注記 3 : 数多くの GHG プロジェクト計画書、数多くの GHG に関する主張、又は GHG プロジェクト計画書と GHG に関する主張の集合体は、グループ化されたプロジェクトもしくは単一の GHG に関する主張とは定義されていないため、これらからサンプリングを行なうことは許されていない。

注記 4 : グループ化されたプロジェクトに関わる GHG に関する主張において何件のプロジェクトをサンプルとするか、組織の GHG に関する主張において何か所の施設を訪問するか、に関する意思決定は、戦略分析及びリスク評価が完了し、範囲・基準、目的、保証水準、重要性に関する合意を結んだ後、妥当性確認及び検証の計画の段階 (ISO 14065 8.3.3 項参照)で行う。

注記 5 : サンプリングについては、GHG プログラムが容認する場合のみ考慮される。

グループ化されたプロジェクトの GHG に関する主張の妥当性確認、又は検証
どのプロジェクトをサンプルとして抽出するかを決定するにあたり、次の事項について考慮しなければならない。

- 合意した保証水準、重要性、基準、目的、範囲
- GHG に関する主張と GHG プロジェクト計画書の複雑さ
- グループ内のプロジェクト及びそれらのばらつきの複雑さ、並びにそれらの測定 / 監視プロセスの複雑さ
- GHG 情報システムと統制に関する初期評価からのアウトプット

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

- GHG に関する主張を作成し管理する組織のを含めた組織環境
- ベースラインシナリオに適用される GHG の排出源、吸収源、貯蔵の選択及び定量化を含めたプロジェクトの妥当性確認及び検証に関わるベースラインシナリオ(これには方法論の概念も含まれる)
- グループ内の各プロジェクト間のベースラインシナリオのばらつき
- 特定された GHG の排出源、吸収源、貯蔵庫、及びそれらの監視
- 利害関係者、責任当事者、依頼者、意図された使用者(各用語の定義については ISO_14064-3 参照)の間の組織的つながり及び相互作用
- GHG プログラム要求事項

プロジェクト検証の場合は、サンプルとして抽出するプロジェクト数を決定にあたり、上述の内容に加えて、グループ化されたプロジェクトの GHG 情報システム及び管理策の各プロジェクトレベルでのばらつきについても考慮する

組織の GHG インベントリーに関して複数の施設の GHG に関する主張の検証

どの施設をサンプルとして抽出するかを決定するにあたり、次の事項について考慮しなければならない。

- 合意した保証水準、重要性、基準、目的、範囲
- GHG に関する主張及び GHG インベントリーの複雑さ
- GHG インベントリーに関する施設の複雑さ、各施設の GHG 情報システム及び統制について施設レベルでのばらつきによる複雑さ、**並及びに**関連する測定/監視プロセスの複雑さ
- GHG インベントリー全体の GHG 情報システムと統制、**並及びに**そのつながり GHG 情報システムと統制の概要に関する初期評価からのアウトプット
- GHG に関する主張を作成し管理している組織の体制を含めた組織環境
- GHG インベントリーに適用する GHG の排出源、吸収源、貯蔵庫の選択と定量化のプロセス
- GHG インベントリーさまざまな施設に適用される、GHG の排出源、吸収源、貯蔵選択及び定量化するプロセスのばらつき
- 実際に検出された GHG の排出源、吸収源、貯蔵**並及びに**それらの監視
- 利害関係者、責任当事者、依頼者、意図された使用者(各用語の定義については ISO_14064-3 参照)の間の組織的つながり及び相互作用
- GHG プログラム要求事項

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

附属書 C (参考)

GHG に関する主張の妥当性確認、及び検証の ISO_14064-3 の引用による指針

注記 1：この付附属書は参考であり、「shall 要求事項」は含まれていない。本付附属書の参考情報は、~~「shall 要求事項」~~ではない。しかし、本付附属書の本文には、ISO 14064-3 で規定されている要求事項に関連する部分が数多くある。ISO_14064-3 は、本 IAF 基準文書の引用規格である。本付附属書に記載されている解説は、不適合を指摘するために使用されるものではない。不適合を指摘する場合は、ISO_14064-3 を引用することが望ましい。

注記 2：序文 0.2 項から引用：二つの規格を理解しやすく、相互に解釈しやすくするために、本基準文書の第 8 項と附属書 C では、ISO_14065 の項目の見出しとそれに対応する ISO_14064-3 の項目の見出しを併記している。最初の ISO_14064-3 と記載し、その後 ISO_14064-3 の項目の見出しを青色で示している。妥当性確認及び検証のプロセスは、マネジメントシステム監査とは異なっており、また、妥当性確認と検証との焦点にも違いがある。このため、附属書 C は、妥当性確認及び検証のプロセスに関連して参考を示すことを目的としている。附属書 C では、適用の指針と引用規格との相互関係を明確にするため、ISO_14064-3 の項目の見出しを示している。ここでも、適用の指針の記載は不要と見なされた場合は、項目の見出しのみを表示している。

注記 3：本基準文書の本文は、ISO_14065 ~~或いは~~ ISO_14064-3 の解釈と見なすことは望ましくない。

セクション 1 : GHG プロジェクト計画書による GHG に関する主張の妥当性確認に関する指針

[ISO_14064-3 4.4.1項、一般](#)

プロジェクトの戦略分析へのインプットには、次のようなものが含まれる。

- 合意した保証水準、重要性、基準、目的及び範囲
- GHG プロジェクト計画書を伴う GHG に関する主張
- プロジェクト及びその測定 / 監視プロセスの複雑さ これには、グループ化されたプロジェクトか否かも含まれる
- 特定された GHG の排出源、吸収源及び貯蔵庫、ベースラインシナリオ、ベースラインシナリオに適用される GHG の排出源、吸収源及び貯蔵の選択と定量化、GHG プロジェクトの監視。
- GHG プロジェクト計画書及び GHG に関する主張の情報とデータを提供するプロセス / システム
- 利害関係者、責任当事者 (GHG プログラムによっては、プロジェクト実施者の場合もある)、依頼者、意図した利用者 (各用語の定義については ISO_14064-3 参照) の間の組織的つながり及び相互作用
- GHG プロジェクトを開発し管理している組織の体制を含めた組織環境
- 「基準及び手順の選択又は確立」(A.8.3.3.7 項 及び A.8.3.3.8 項参照) の依頼者による正当性の根拠の証明

注記 : ISO_14064-3 の附属書 A の A.2.4.2 項 ~ A.2.4.4 項に詳細な指針が規定されている。

リスク評価へのインプットに、例えば次のようなものがある。

- 戦略分析からのアウトプット
- 「基準及び手順の選択又は確立」(A.8.3.3.7 項 及び A.8.3.3.8 項参照) に関わる課題の妥当性確認を如何に行なうかについての理解
- プロジェクトの GHG 情報システム及び統制の評価からのアウトプット
- 特定された GHG の排出源、吸収源、貯蔵庫、ベースラインシナリオ、ベースラインシナリオに適用される GHG の排出源・吸収源・貯蔵庫の選定及び定量化、GHG プロジェクトのモニタリングの正当性の根拠の証明に使われる外部の情報及びデータの信頼性

注記 : 妥当性確認におけるリスクには、例えば次のようなものがあるが、これに限らない。

- 次から生じる内在的リスク :

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

- ISO_14064-2 の 5.3 項、5.4 項、5.5 項、5.6 項、5.7 項、5.8 項、5.10 項に関連する「基準及び手順の選択又は確立」に関するプロセスに課題がある
- GHG の排出源、吸収源及び貯蔵庫が完全に特定されていない
- GHG に関する主張及び GHG プロジェクト計画書の中の情報、又はデータに重大な不一致がある。
- 次から生じる統制に関するリスク：
 - プロジェクトにおいて、基準及び手順の選択又は確立のプロセスが正確に実施されていない
 - プロジェクトにおいて、GHG の排出源、吸収源及び貯蔵庫の特定のプロセスが正確に実施されていない
 - プロジェクトにおいて、GHG プロジェクト計画書及び GHG に関する主張の開発プロセスが、適切にリスク管理されていない
- 次から生じる、重大な不一致を検出できないリスク：
 - プロジェクトにおいて、基準及び手順の選択又は確立の正当性の根拠の証明が完全でないこと、又は該当する妥当性確認の基準 (A.1.1 項参照)の原則を満たしていないこと、を妥当性確認を行なう者が検出できない
 - GHG に関する主張及び GHG プロジェクト計画書の誤り、脱漏、**虚偽記載不実表示**を、妥当性確認を行なう者が検出できない

ISO 14064-3 4.4.2項 妥当性確認計画書

ISO_14064-3 の 4.4.2 項の要求事項に加え、妥当性確認計画書へのインプットには、戦略分析、リスク評価サンプリング計画書からのアウトプットを含める。これには、GHG に関する主張と GHG プロジェクト計画書の妥当性確認に使用する情報又はデータのサンプリングが含まれる。妥当性確認計画書を定める際には、次の事項の相互依存関係とそれがもたらす結果を考慮に入れる。

- 保証水準：合理的保証の場合、結論を裏付けるために、詳細なレベルでの証拠と補足情報の収集を始めとする、より詳細な妥当性確認を必要とする。限定的保証は、より概観的なプロセスで、合理的な保証と比べると詳細かつ徹底的な妥当性確認 プロセスは必要とされない。
- 注記：ISO_14064-3 の附属書 A.2.3.2 項に、妥当性確認の保証水準及びそれがもたらす結果に関する詳細な説明が記載されている。
- 妥当性確認の目的：これには、最低限、計画された GHG プロジェクトの実施によって、責任当事者が表明又は主張する通り GHG 排出量削

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

減又は GHG 吸収量増加を実現できる可能性に対する妥当性確認を含める。

注記：ISO_14064-3 附属書 A.2.3.3 項に、妥当性確認の目的に関する詳細な説明が記載されている。

- 妥当性確認の基準 - これは、何を見るのか、並びに妥当性確認の詳細さ及び深さという意味で、妥当性確認の計画に影響を与える。妥当性確認の基準は、GHG 排出量及びプロジェクト実施の将来の予測に関連する。

注記：ISO_14064-3の附属書A.2.3.6項に、妥当性確認の基準に関する詳細な説明が記載されている。

- 妥当性確認の範囲 - これには、最低限、GHG プロジェクトの境界の適切性を始めとする、該当する GHG プロジェクトが含まれる。プロジェクトの複雑さには、それがグループ化されたプロジェクトであるか否か、その場所、境界等が含まれる。

注記：ISO_14064-3 の附属書 A.2.3.7 項に、妥当性確認の範囲に関する詳細な説明が記載されている。

- 重要性：意図された使用者の期待又は妥当性確認の基準に関する要求事項が、重要性に影響を与える。GHG に関する主張に重大な誤り、脱漏、~~虚偽記載不実表示~~がないという期待又は要求が高いほど、より詳細なかつ徹底的な妥当性確認のサンプリングが要求される（情報及びデータの両方）。

注記 1：一般に、サンプル/試験の深さ、重要性、（データと情報の）サンプル数/サンプリング詳細度は、保証水準によって決まってくる。

注記 2：ISO_14064-3の附属書A.2.3.8項には、重要性に関する詳細な説明が記載されている。特に、GHGに関する主張に対するあらゆる妥当性確認の目的は、GHGに関する主張が、そのあらゆる重要性の側面において、合意した妥当性確認の基準(A.1.1項参照)の意図に従って公正に記述されているか否かについて、妥当性確認機関が意見を表明することである。重要性の評価は、職業専門家としての判断の問題である。重要性の概念では、責任当事者のGHGに関する主張が、合意した妥当性確認の基準に従って、公正に表明されるのであれば、何らかの事柄が、個別であれ、集合体であれ、重要であることを認識している。重要性の見極めには、定性的、及び定量的な検討が含まれる。これらの検討の相互作用の結果、比較的少数の不具合が、GHGに関する主張に重大な影響を及ぼすこともある。

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

- 妥当性確認の活動とスケジュール - 利用可能な依頼者の資源、ロジスティクス、及び他のチームメンバーが問題を追跡できるように、妥当性確認の追跡情報 / 証拠を引き渡すことも含めた、効果的なチームのコミュニケーションのための十分な時間、これら全てが妥当性確認計画書に影響を与える。

[ISO 14064-3 4.4.3項 サンプルング計画書](#)

[ISO 14064-3 4.5項 GHG情報システム及び統制の評価](#)

GHG 情報システム及び統制に対する初期レビューは、リスク評価、妥当性確認計画書及びサンプルング計画書へのインプットを提供する。

注記 ; ISO_14064-3 の附属書 A の A.2.5.1.1 項、A.2.5.1.2 項、A.2.5.1.3 項、A.2.5.2 項では、GHG 情報システム及び統制の例を示している。

GHG 情報システム及び統制の詳細な評価では、このシステム及び統制が整備されていること、並びにリスクが適切に管理されていることを確認することにより、GHG 情報システム及び統制の初期レビューを承認又は又は否認する。GHG 情報システム及び統制の初期レビューの結果が、詳細な評価によって裏付けられない場合、リスク評価をレビューし、必要に応じて、修正する。これには、妥当性確認計画書及びサンプルング計画書のレビューと修正が適宜含まれる。

妥当性確認の基準が、GHG プロジェクトに関連する GHG 情報システム及び統制に関わる要求事項を提示していて、これらが認定を受けた既存のマネジメントシステム認証の一部である場合、妥当性確認機関は、これらが GHG 情報システム及び統制に関する要求事項を満たしていることを確実にする。

[ISO 14064-3 4.6項 GHGのデータ及び情報の評価](#)

GHG のデータと情報の妥当性確認は、妥当性確認計画書とサンプルング計画書に従って実施する。

注記 ~~⇒~~ ISO_14064-3 の附属書 A.2.6 項では、この評価の実施方法に関する例を示している。

この評価からのアウトプットから、次の事項が得られる。

- ISO_14064-3 の 4.7 項及び 4.8 項へのインプットとなる証拠及び所見
- 所見及び証拠に基づいた、サンプルング計画書及び妥当性確認計画書の修正に対する論拠
- 妥当性確認声明書に記載される潜在的結論へのインプット

[ISO 14064-3 4.7 項 妥当性確認の基準の評価](#)

注記 ~~⇒~~ ISO_14064-3 の附属書 A.2.7 項では、この評価に対する枠組みを記載

している。

この評価からのアウトプットから、次の事項が得られる。

- 妥当性確認の基準(A.1.1 項参照)への適合に関する証拠と意思決定
- ISO_14064-3 の 4.8 項へのインプットとなる証拠及び所見
- 所見及び証拠に基づいた、サンプリング計画書及び妥当性確認計画書の修正に対する論拠
- 妥当性確認声明書に記載される潜在的結論へのインプット
- 妥当性確認の基準(A.1.1 項参照)で規定されている原則の遵守に関する証拠と意思決定
- GHG プログラムが妥当性確認の基準の一部である場合、プロジェクト又は組織の GHG に関する主張がその GHG プログラムに参加できる資格に関する証拠と意思決定

ISO 14064-3 4.8 項 GHG に関する主張の評価

注記 - ISO_14064-3 の附属書 A.2.8 項では、この評価に対する枠組みを記載している。

妥当性確認チームは、結論に到達して意見を纏める前に、懸案事項全てが確実に解決されている。

妥当性確認機関による独立した立場からのレビュープロセスに対する妥当性確認チームからのインプットには、GHG に関する主張に関する妥当性確認機関への提言も含める。

ISO 14064-3 4.9 項 妥当性確認声明書

妥当性確認機関が、マネジメント書簡を使って非重要問題を依頼者に伝達する場合、妥当性確認機関は次の事項を確実にする。

- 伝達する問題が、非重要問題の定義と整合がとれている
- 伝達する問題が、所見と整合がとれている。
- 非重要問題は、妥当性確認声明書に記載する結論及び意見、並びに意図された使用者に影響を与えるものではない。

セクション 2：プロジェクト又は組織の GHG に関する主張の検証に関する指針

ISO 14064-3 4.4.1項 一般

GHG に関する主張の検証は、プロジェクトの GHG に関する主張又は組織の GHG に関する主張のいずれかが対象となる。検証プロセスは、同様であるが、詳細さ及び焦点は、範囲、基準、目的、保証水準及び重要性によって変わってくる。

GHG に関する主張の戦略分析へのインプットには、例えば次のような事項が含まれる。

- 合意した保証水準、重要性、基準、目的及び範囲
- GHG に関する主張
- プロジェクト/組織、~~並及び~~にその測定/監視プロセスの複雑さ
- 検出された GHG の排出源、吸収源、貯蔵庫、~~並及び~~にそれらの監視
- GHG に関する主張の情報及びデータを提供するプロセス
- 利害関係者、責任当事者、依頼者、意図した利用者(各用語の定義については、ISO_14064-3 を参照)の間の組織的つながり及び相互作用
- プロジェクト又は組織の GHG に関する主張を開発管理している組織の体制を含めた組織環境

注記：ISO_14064-3 の附属書 A A.2.4.2 - 4 項に詳細な指針が記載されている。

リスク評価へのインプットには、例えば次のような事項が含まれる。

- 戦略分析からのアウトプット
- プロジェクト又は組織の GHG 情報システム及び統制に関する評価からのアウトプット

注記 - 検証におけるリスクは、例えば次のようなものがあるが、これに限らない。

- 次から生じる内在的リスク：
 - A.8.3.3.7 項及び A.8.3.3.8 項で規定されている基準及び手順の選択又は確立に関するプロセスに課題がある
 - GHG の排出源、吸収源及び貯蔵庫が完全に特定されていない
 - GHG に関する主張の中の情報又はデータに、重大な不一致がある
- 以下から生じる統制リスク：
 - 検証の基準(A.1.1 項参照)で要求されている関連プロセスが正確に実施されていない。

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

- GHG 情報のシステム及び統制が、重大な不一致のリスクを軽減するような方法でデータと情報を管理していない。
 - 次から生じる、重大な不一致を検出できないリスク：
 - 検証チームが、GHG に関する主張の誤り、脱漏、虚偽記載不実表示を検出していない
- 戦略分析及びリスク評価の結果は、検証計画書へのインプットとなる。

ISO 14064-3 4.4.2 項 検証計画書

検証計画書へのインプットには、ISO_14064-3 の 4.4.2 項の要求事項、並びに戦略分析及びリスク評価からのアウトプット、並びに作成されたサンプリング計画書（これには、GHG に関する主張を検証するための情報又はデータの証拠のサンプリングを含む）が含まれる。

検証計画書を決定する際には、次の事項の相互依存関係及びそれがもたらす結果を考慮する。

- 保証水準：合理的保証の場合、結論を裏付けるために、詳細なレベルでの証拠と補足情報の収集を始めとする、より詳細な妥当性確認を必要とする。限定的保証は、より概観的なプロセスで、合理的な保証と比べると詳細かつ徹底的な妥当性確認 プロセスは必要とされない。
注記：ISO_14064-3 の附属書 A.2.3.2 項に、妥当性確認の保証水準及びそれがもたらす結果に関する詳細な説明が記載されている。
- 検証目的 -
注記：プロジェクトに関しては ISO_14064-3 の附属書 A.2.3.4 項、組織に関しては同 A.2.3.5 項に検証目的に関する詳細な説明が記載されている。
- 検証の基準 -何を見るのか、並及びに検証の詳細さという意味で、検証の計画に影響を与える。
注記：ISO_14064-3 の附属書 A.2.3.6 項に、検証の基準に関する詳細な説明が記載されている。
- 検証範囲 - 該当するプロジェクト又は組織の GHG に関する主張に関連する。プロジェクトの場合、プロジェクトの複雑さ、並びにそれがグループ化されたプロジェクトであるか否か、その場所、境界、監視プロセス、及び報告書等が、検証に必要な詳細さ及び期間に影響を与える。組織の場合、GHG インベントリーの複雑さ、施設の数、境界の課題等が、検証に必要な詳細さ及び所用期間に影響を与える。
注記：ISO_14064-3 の附属書 A.2.3.7 項に、検証の範囲に関する詳細

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

な説明が記載されている。

- 重要性： 意図された使用者の期待又は妥当性確認の基準に関する要求事項が、重要性に影響を与える。GHG に関する主張に重大な誤り、脱漏、**虚偽記載不実表示**がないという期待又は要求が高いほど、より詳細なかつ徹底的な妥当性確認のサンプリングが要求される（情報及びデータの両方）。

注記 1：一般に、サンプル / 試験の深さ、重要性、（データと情報の）サンプル数 / サンプリング詳細度は、保証水準によって決まってくる。

注記 2：ISO_14064-3 の附属書 A.2.3.8 項には、重要性に関する詳細な説明が記載されている。特に、GHG に関する主張に対するあらゆる妥当性確認の目的は、GHG に関する主張が、そのあらゆる重要性の側面において、合意した妥当性確認の基準 (A.1.1 項参照) の意図に従って公正に記述されているか否かについて、妥当性確認機関が意見を表明することである。重要性の評価は、職業専門家としての判断の問題である。重要性の概念では、責任当事者の GHG に関する主張が、合意した妥当性確認の基準に従って、公正に表明されるのであれば、何らかの事柄が、個別であれ、集合体であれ、重要であることを認識している。重要性の見極めには、定性的、及び定量的な検討が含まれる。これらの検討の相互作用の結果、比較的少数の不具合が、GHG に関する主張に、重大な影響を及ぼすこともある。

- 検証の活動とスケジュール – 利用可能な依頼者の資源、ロジスティクス、及び他のチームメンバーが課題を追跡できるように、検証の追跡情報 / 証拠を引き渡すことも含めた、効果的なチームのコミュニケーションのための十分な時間、これら全てが検証計画書に影響を与える

[ISO 14064-3 4.4.3 項、サンプリング計画書](#)

[ISO 14064-3 4.5 項、GHG 情報システム及び統制の評価](#)

GHG 情報システム及び統制に対する初期レビューは、リスク評価、検証計画書及びサンプリング計画書へのインプットを提供する。

注記；ISO_14064-3 の附属書 A A.2.5.1.1 項、A.2.5.1.2 項、A.2.5.1.3 項、A.2.5.2 項では、GHG 情報システム及び統制の例を示している。

GHG 情報システム及び統制の詳細な評価では、このシステム及び統制が整備されていること、並びにリスクが適切に管理されていることを確認することにより、GHG 情報システム及び統制の初期レビューを承認又は又は否認する。GHG 情報システム及び統制の初期レビューの結果が、詳細な評価によって裏付けられな

い場合、リスク評価をレビューし、必要に応じて、修正する。これには、妥当性確認計画書及びサンプリング計画書のレビューと修正が適宜含まれる。

妥当性確認の基準が、GHG プロジェクトに関連する GHG 情報システム及び統制に関わる要求事項を提示していて、これらが認定を受けた既存のマネジメントシステム認証の一部である場合、妥当性確認機関は、これらが GHG 情報システム及び統制に関する要求事項を満たしていることを確実にする。

ISO 14064-3 4.6項 GHGのデータ及び情報の評価

GHG のデータと情報の検証は、検証計画書とサンプリング計画書に従って実施する。

この評価からのアウトプットから、次の事項が得られる。

- ISO_14064-3 の 4.7 項及び 4.8 項へのインプットとなる証拠及び所見
- 所見及び証拠に基づいた、サンプリング計画書及び検証計画書の修正に対する論拠
- 検証声明書に記載される潜在的結論へのインプット

注記 ~~一~~ ISO_14064-3 の附属書 A.2.6 項では、この評価の実施方法に関する例を示している。

ISO 14064-3 4.7 項 検証の基準の評価

注記 ~~一~~ ISO_14064-3 の附属書 A.2.7 項では、この評価に対する枠組みを記載している。

この評価からのアウトプットから、次の事項が得られる。

- 検証の基準(A.1.1 項参照)への適合に関する証拠と意思決定
- ISO_14064-3 の 4.8 項へのインプットとなる証拠及び所見
- 所見及び証拠に基づいた、サンプリング計画書及び検証計画書の修正に対する論拠
- 検証声明書に記載される潜在的結論へのインプット
- 妥当性確認の基準(A.1.1 項参照)で規定されている原則の遵守に関する証拠と意思決定
- GHG プログラムが妥当性確認の基準の一部である場合、プロジェクト又は組織の GHG に関する主張がその GHG プログラムに参加できる資格に関する証拠と意思決定

ISO 14064-3 4.8 項 GHG に関する主張の評価

IAF Mandatory Document on Application of
ISO_14065:~~2007~~2013

注記 - ISO_14064-3 の附属書 A.2.8 項では、この評価に対する枠組みを記載している。

検証チームは、結論に到達して意見を纏める前に、懸案事項全てが確実に解決されている。

検証機関による独立した立場からのレビュープロセスに対する検証チームからのインプットには、GHG に関する主張に関する検証機関への提言も含める。

ISO 14064-3 4.9 項 検証声明書

検証機関が、マネジメント書簡を使って非重要問題を依頼者に伝達する場合、検証機関は次の事項を確実にする。

- 伝達する問題が、非重要問題の定義と整合がとれている
- 伝達する問題が、所見と整合がとれている。
- 非重要問題は、検証声明書に記載する結論及び意見、並びに意図された使用者に影響を与えるものではない。

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。